



から民主党の提出者に聞くという順番で、提出された法律案の内容について質疑をさせていただきたく思います。

まず最初に、きょうは総括質疑ということになりますから、これまでの質疑といふものを振り返りながら質問をさせていただきますが、本法律案の提出に至る経緯あるいは意義についてどのように考えながらこの消費者契約法というものを提出されたのか。まず、政府案の提出者であります堀屋経企長官にお伺いしたいと思います。

○堀屋國務大臣　お説のことと、日本は明治以来、産業発展に努めてまいりました。特に戦後は、規格大量生産を推進するという立場から、政府がさまざまな規格基準を定め、それによつて規制を行い、規格基準の定まつた大量生産を進めてまいりました。ところが、現在我が国では、国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争の行われる市場メカニズム重視の社会を実現しようと構造改革を進めています。こうした中で、政策の基本原則が、事前規制から、市場参加者が遵守すべき市場ルールの整備へと転換しつつあります。こうした中で、消費者のための新たなシステムづくり、制度づくりが重要なつてまいりました。

一方、消費者取引の分野におきましても、消費者、事業者の間の情報力、交渉力の格差を背景に、消費者契約トラブルが増加しております。消費者が事業者との間で締結する契約に関するトラブルがふえております。こうしたことにもかんがみまして、平成五年に、製造責任法の審議を終えた国民生活審議会におきまして、消費者取引上の問題等の検討を開始し、平成十年一月には試案を公表し、各方面から幅広い意見を聽取してまいりました。その結果、平成十一年一月には、本法の早期制定そのためのコンセンサスの形成を求めた報告が取りまとめられまして、同年六月から幅広い関係者から成る検討委員会を設置し、平成十一年十一月三十日、「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」と

題する立法提案を受け取るに至りました。

こうした中で、昨年十二月十日には、民主党が消費者契約法案を国会に提出なさいました。

これらの検討を踏まえて、民主党の消費者契約法案も参考にしながら、関係各方面との調整を行つて、公正で予見可能性の高いルールを策定するという観点から、法律の制定の仕方につきましては、さらに検討を加えた結果取りまとめられたのが、この政府提案でございます。

本案は、消費者と事業者との間の情報力、交渉力の格差が、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約のトラブルの背景になつていることが少なくないということを前提といたしまして、消費者契約に係る意思表示の取り消しについて民法の要件の緩和を図るとともに、その抽象的な要件を具体化、客觀化したものであります。

これにより、事業者の不当な勧誘によつて締結した契約から消費者が離脱することを容易にするとともに、消費者の立証負担を軽くするといったような意義があると考えております。

また、民法では、消費者の利益を不当に害する契約条項を無効にするかどうかが信義則違反、公序良俗違反という抽象的な要件で判断されておりますが、本法案では、無効すべき条項をより具体的に規定し、不当な条項の効果を否定することを容易なものとしております。

以上のような経緯と内容で提出させていただきたいとお答えをさせていただきます。

○枝野謙員　お答えをさせていただきます。

まずは、今の大蔵の御答弁の中で、我が党の案も参考にというようなことも言つていただきまして、それを率直に評価をさせていただきたいというふうに思つております。

私は、野党の立場として

思つておりますので、その点お認めいただいたといたことで、率直に受け入れたいというふうに思つております。

この経緯でございますが、私ども民主党は、二年ほど前に結党されましたとき以来の理念は、生

活者、納税者、消費者という、これまでどちらかというとないがしろにされてきた立場から政治をきちんととらえて、こうということが結党の理念でございます。

そうしたことから、結党後直ちに、党内に、当時の伊藤英成調査会長の強い指示で、消費者問題のプロジェクトチームを立ち上げさせていただきました。その中で、今の大蔵の話とも重なります。P.L法ができた中では、やはり消費者取引というものが消費者行政の中で一番緊急を要する最大テーマだらうということで議論を重ねてまいりました。

特に、私どもの立場からは、従来の民法が大変古くなつておる、これだけ資本主義があるいは産業、経済が発展することを想定しない中で、明治時代に民法がつくられ、基本的にはその民法のルールで消費者取引が規制をされている。したがつて、いわゆる法規制ルールではなくて、行政的な部分でいろいろと手当てを経営企画庁を中心にしてしてこれらたことについては評価をいたしましたが、やはりなかなか限界があるだろう。特に、今規制緩和の時代で、行政が裁量的に規制をかけて消費者を保護するのではなくて、明確なルールに基づいて消費者を保護するという観点からすれば例外のない一般ルールをきちんとつくらなければ、やはりなかなか限界があるだろう。特

に規制緩和による自由競争、一定のルールというものを厳しく守らなければならないというわけであります。いすれにしても自由競争の時代に入つたときにしても、この商工委員会でも、政府案と民主黨案が並行して審議をされるというは大変私はいいことだと思うのですね。その中で論議をしていました。

現在は、経企長官も推進しておられます。規制緩和による自由競争、一定のルールというものを厳しく守らなければならないというわけであります。いすれにしても自由競争の時代に入つたときにしても、この商工委員会でも、政府案と民主黨案が並行して審議をされるというは大変私はいいことだと思うのですね。その中で論議をしていました。

そこで実は、民主党案の方は、枝野さんからお話しありました。どちらかというと消費者寄りに偏り過ぎているのじやないか、したがつて、中小企業や小売業に対しても厳し過ぎるのじやないかと。そこでは、民主黨案の方は、逆に今度は、小売業とか中小企業の立場に立ち過ぎて、もうちょっと消費者の立場に立つたらどうかというような意見もあるのです。

そこまで、政府と、そして民主党、両方にお伺いしたいのですが、提出者でありますから、自

分の法律案が一番いいんだというのはわかるのですが、政府案の評価できるところ、あるいは、堺

業といふものを早く進めていただく効果もあればいいのではないかどうか、あるいは、あるべき法律とはこういうものだということがお示しいただけます。

並べて見ていただいた中で、我々の案にも至らないところはあろうかと思いますが、政府案、民主党案、それぞれどこが問題なのか、どこをどうすればもっとよくなるのかという国民的な議論が起つてくれればいいなというふうに思つております。またが、それなりの成果は上げられているのじやないか、こんなふうに思つております。

○大島委員　政府案、そして民主党案の基本的な考え方と経緯等々については理解することができます。

並べて見ていただいた中で、我々の案にも至らないところはあろうかと思いますが、政府案、民主党案、それぞれどこが問題なのか、どこをどうすればいいのではないかどうかということで、昨年、野党としてこれだけの法案をつくるのは非常に苦労をいたしましたが、法案を出させていただけた。

屋長官からもお話をしましたが、民主党案も参考にしながらもお話しもありましたが、政府の方から見て民主党の評価できるところ。けなすことは幾らでも、これはお互いにけなし合うことはありますから、評価できるところ、お互いに評価できるところはどんなところかということを、政府と民主党、双方にお伺いしたいと思います。

○堺屋国務大臣 民主党案と政府案との比較でございますが、まず民主党案は、政府案と同じように消費者と事業者との間の情報力、交渉力の格差にかんがみ、消費者契約に係る民事ルールを規定するものであり、この趣旨、発想といいますか、趣旨と目的においてはほぼ同じである、この点は、民主党さんの案も非常に我々の意に沿つたものだと思っております。

ただし、民主党案における民事ルールの詳細については、その大きな部分が内閣総理大臣が定めるガイドライン、指針あるいは政令にゆだねておりますことから、政府案との比較を正確に述べることは難しいと思います。つまり、政令あるいは総理大臣の指針にゆだねているところが多いということです。

民主党さんの案は、国民生活審議会における検討を踏まえまして、平成十年から議員立法に着手され、消費者契約法をさきの臨時国会に提出されたということは非常に高く評価しておりますが、そういう点では、ちょっと総理大臣の権限にゆだねているところがかなり多いだらうという気がします。

今回御審議いただいております政府案は、消費者、事業者の情報力、交渉力の格差を背景に、消費者契約に係るトラブルが増加していることに着目してつくったものでございますが、政府の基本的原則を市場ルールの整備へと転換していくことが求められている中で、これまでの消費者問題を総括した上で、六年間にわたります幅広い関係者との検討を経て策定されたものでござります。

政府案の内容につきましては、昨年十二月に国に提出されました民主党さんの案も大いに参考にさせていただきまして、そのすぐれたところは十分に反映させつつ、できる限り内容を明確にして予見可能性の高いものにした、こういうつもりでおります。

また、去る四月五日に行われました本委員会における参考人質疑におきまして、中小企業の代表であります井田全国商工会連合会専務理事が述べておられますように、現在の政府案は、通常の事業を行っている中小企業者から見てぎりぎりのところでまとめられているのではないか、こういう評価をいただいております。

○枝野議員 中小企業者等の意見等、幅広い国民的コンセンサスを踏まえれば、政府案のとおり立法していたくことが最善だと認識しているような次第でございます。

私はどの立場から、特に政府の立法の過程を見させていただく中で、「二点、結果的に非常にやかたな」ということで、率直に評価をいたすべきだと思つております。

一点は、例外をつくらなかつた。いろいろな分野から、消費者契約法の例外をつくつてほしいといふかなり強い声があつたことは理解をいたしておりますが、例外をつくつてしまつますと消費者契約法としての意味がある意味ではなくなつてしまふと言つてもいいのではないだらうか。一般的ルールをつくるということがまず出发点であるということですので、そうした意味で、最終的に例

つまり、町の雑貨屋さん、八百屋さん、魚屋さんが普通に商売をする上では全く関係がないといふことであるにもかかわらず、何か、この法律で新しい義務、責任が発生するのではないかといふことを、普通にまじめにやつてある業者の方が不安を持たれるということは大変残念であります。

現実に、私はP.L法のときも、大部分の方にとつては影響はありませんよ、これでもし皆さん方が大変だ大変だと騒げば騒ぐほどP.L法対策といふ本を書く弁護士がもうかるだけですよというふうに申し上げましたが、今回も同じであると思つておりますし、もちろん悪徳業者にとつては大変大きなダメージを受ける法律であります。大分のまじめな中小零細企業の方は、変に不安を持たれると、やはり今回も解説書を書く弁護士をほろもけさせるだけとということになるんではないかというふうに思つております。

そうした意味で、私どもの法案に対する不安とあります、これは若干いろいろと修飾がついてわかれにくくなつたといふことは高く評価すべきであると率直に認めたいと思います。

それからもう一点は、政府案の方の第十条にあると率直に認めたいと思います。

○堺屋国務大臣 この消費者契約法案は、消費者と事業者との間で締結される契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決することを目的として、消費者の利益の擁護を図ることを目的としておると同時に、事業者が勧説行為や契約行為の見直しを進め等、積極的な対応がなされることになつております。こうしたことによりまして、特定分野に対する象とした個別法と相まちまして、消費者トラブルの発生防止に役立つものだと期待しております。

一方、この法律が施行されるに伴いまして、消費生活センターの苦情相談あるいは苦情処理体制の整備を進めますれば、本来救済されるべき消費者のクレームがより顕在化することも考えられてまいります。こうした場合には、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が一時的には増加することもあるかと思いますが、このこと

なつたんではないかということを思つております。

あと、実は、法律的なテクニカルな面で言えば、やはり政府案の方がいろいろ整理がされています。ただ若干、一点

にとつては全く影響がない法律案だということだけ付言をさせていただければ、中小企業の皆さんのがさまざまな不安というようなことがあるといふことについては、その不安については私たちも十分理解をしているつもりでありますし、不安を

は、この法律及び消費生活センターなどの本来の機能が十分に發揮されてきたことだと考えていいのではないかと思います。

ちなみに、大畠委員の御尽力もございまして、当委員会の審議を経て平成六年に成立いたしましたP.L法、製造物責任法においては、平成七年七月の製造物責任法施行以後、各地の消費生活センター及び国民生活センターが受け付けました製品事故に係る苦情相談件数は、法施行後一年間に、法律施行前に比べて倍増いたしました。件数で申しますと、施行一年前が三千七十一件でございましたが、その一年後には五千七百六十五件と、ほぼ倍増したわけあります。しかし、その後は双方いろいろと研究、注意が進みまして、減少傾向にござります。一方、拡大損害を伴った苦情相談件数は、このP.L法施行後からほとんど変わつておらず、全体として安定した推移になつています。

こういった製造物責任法の例を見ましても、消費者契約法が施行されますと、消費者トラブルは一時的に増加することが考えられます。他方では、この法律の要件に該当するトラブルについて公正かつ円滑な解決が図られるようになることでしょう。そうすると、事業者も消費者も、そういうことを前提にして、用心深くといいますか、公正な取引の方向が定着する、これが大きく期待できるところだと思つております。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

トラブルが増加をするかどうかという、そのトラブルの意味にもよると思うんですが、つまり、実際に今トラブルがすべていろいろなところで表されている方もたくさんいらっしゃる。そういう意味での実態という意味では、私は、短期間を見れば実はそんなに変わらないんではないだろうか。つまり、今度法律ができるて、先ほどの大臣の御答弁の最後の方にありますとおり、この趣旨あるいはルールというものが徹底をして、その教育的

効果がいろいろな意味で出てくる段階では、私たちは、最終的には減少に向かうというふうに思つておりますが、法律ができたからといって、潜在的なトラブルの数というものはすぐに変わるものではないというふうに思います。

むしろ、大切なことは、そのトラブルがきちんと表に出てきて、救われるべき人は救われる、救われるべきでない人は救われない、その仕分けがしっかりととしてくることによって、表に出

てくる件数はかなりふえるであります。うることによって、救われる方はふえるであろうと、いうふうに思つています。そして、そのことが繰り返されることによって、いわゆる悪徳商法は割れがこの法律の持つ意味だと思います。

ただ、ここは民主党案の宣伝をさせていただきますと、民主党案ではそういうことになるというふうに思つておるんですが、政府案の場合、特に契約締結過程についてきちんと網羅的に網をかけることができておりますので、この審議の中で言われておりましたいわゆる恋人商法であるとか、そういうさまざまないわゆる悪徳商法について、この法律の網から外れてしまう部分が出てくる。そうすると、悪徳業者というのは常に知恵を絞つてしまりますので、ますます巧妙化をしていくことが若干の心配であります。

そうした意味では、消費者も、あるいは消費者センターを初めとしてこれに対応する関係者が、この法律の抜け穴を一生懸命探していく悪徳業者に對して一層知恵を絞つていかないと、なかなかトラブル、いわゆる泣き寝入りをしている方がたくさんいらっしゃる。そういう意味での実態という意味では、私は、短期間を見れば実はそんなに変わらないんではないだろうか。つまり、今度法律ができるて、先ほどの大臣の御答弁の最後の方にありますとおり、この趣旨あるいはルールというものが徹底をして、その教育的

るかというのは余り重要な気がしませんけれども、いずれにしても、そういう実際の被害者の人にできるだけ表に出てきてもらう、要するに、今長官からも枝野さんからもありましたがあいまいなルールじゃなくて明確にしていて、そしてその明確なルールをもとにするとこれは被害者として認定してもらおうと、今まで泣き返されることによって、いわゆる悪徳商法は割り合わないんだというようなことが広まっています。それは、今まで泣き入りしたり訴えても仕方ないかとあきらめた人が表に出る、そのことが逆にこれから対策にはやはり重要な感じがしまして、今回消費者契約法である程度明確にしてくると、これに照らすとやはり私は被害者なんだといふことをきちんとすれば、一時的には確かに被害件数がふえるかもしれない。それは、今まで泣き入りしたり訴えても仕方ないかとあきらめた人の両者のお話については理解ができるところであります。

そこで、ルールを決めてもそのルールをどう実効性のあるものにするかということが結局重要だと思います。いわゆる具体的に、消費者契約法と消費者トラブルに巻き込まれている人が発生しているでしよう、そういう方々をどうやって救済していくか、あるいは未然に防止するためにどうしたらいいか、そういう具体案というのもこれは重要であります。

ともすると立法府の方は、法律さえつくれば、後はうまくやつてくれという話が多いんですねが、ここら辺、政府並びに民主党としては、民主党も将来といいますか次の政権をとると言つていますから、政権をとった場合に、例えばこの法律案が通つたとして、どういうふうに具体的にやつていくのかということも含めて、政府と民主党にお伺いをしたいと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

実効性確保に向けまして、まず民主党案の中には、この法律の趣旨から反しない範囲で盛り込めることとして、不当条項について内閣総理大臣にご提出ますが、こういうものを作成いたしましたが、各方面への説明会の実施や、消費者団体や事業者団体との連携体制の充実に努めていきますが、盛り込んでおります。

こうした予算措置を活用し、消費者契約法の逐条解説、いわゆるコンメンタールという解説書でござりますが、こういうものを作成いたしましたが、表に出る、そのことが逆にこれから対策にはやはり重要な感じがしまして、今回消費者契約法である程度明確にしてくると、これに照らすとやはり私は被害者なんだといふことをきちんとすれば、一時的には確かに被害件数がふえるかもしれない。それは、今まで泣き入りしたり訴えても仕方ないかとあきらめた人の両者のお話については理解ができるところであります。

具体的に申しますと、消費者契約法のできました後、施行後は、平成十二年度の予算措置といったとして、消費者契約に関する啓発、教育事業、あるいは情報提供体制の充実、消費生活相談員へ

あるは研修、関係各界との連携体制の構築など、この法律の実効性を確保するための各種事業を積極的に行うための経費、これが八千二百万円でございましたが、盛り込んでおります。

こうした予算措置を活用し、消費者契約法の逐条解説、いわゆるコンメンタールという解説書でござりますが、こういうものを作成いたしましたが、表に出る、そのことが逆にこれから対策にはやはり重要な感じがしまして、今回消費者契約法である程度明確にしてくると、これに照らすとやはり私は被害者なんだといふことをきちんとすれば、一時的には確かに被害件数がふえるかもしれない。それは、今まで泣き入りしたり訴えても仕方ないかとあきらめた人の両者のお話については理解ができるところであります。

そこで、ルールを決めてもそのルールをどう実効性のあるものにするかということが結局重要だと思います。いわゆる具体的に、消費者契約法と

消費者トラブルに巻き込まれている人が発生しているでしよう、そういう方々をどうやって救済していくか、あるいは未然に防止するためにどうしたらいいか、そういう具体案というのもこれは重要であります。

ともすると立法府の方は、法律さえつくれば、後はうまくやつてくれという話が多いんですねが、ここら辺、政府並びに民主党としては、民主党も将来といいますか次の政権をとると言つていますから、政権をとった場合に、例えばこの法律案が通つたとして、どういうふうに具体的にやつしていくのかということも含めて、政府と民主党にお伺いをしたいと思います。

○堺屋国務大臣 消費者と事業者との間で締結される契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決するこによりまして、消費者の利益の擁護を図るために、本法の法制化を急ぐとともに、この法律ができました場合の実効性を高めるために、関連する

れる事業者にとつても、メリットの全くないことがあります。安い費用で、短い期間で裁判所できちんと決着がつくことができれば、消費者トラブルに対する国民の対応というものは全く変わってくるだろうというふうに思つております。

それからもう一点、若干忘れられがちであります、最近言われております警察改革の話ですが、私は、最近言われております警察改革の話というものが実はこれにも大きいかわつてくるのではないかだろうか。つまり、民事不介入というところがここまで入つてしまつていいのかといふふうに思いますけれども、どうしても取引にかかるトラブルというものに対しては、残念ながら、警察がそもそもシステムとしても小さ過ぎるといふことがあります。

社会の変化に伴いまして、公安中心の警察から、粗暴犯やこういった経済事犯に対して、多くの場合、恐喝であるとか脅迫であるとかあるいは詐欺であるとかと、そういう刑事法的にも違法であるケースが少なからず悪徳取引にはあるわけありますから、そこに對して迅速的確に対応できるよう警対システムの人の配置の大きな変化ですとかそういうことをやっていく、これによってこのルールが守られることが短期間で達成できるのではないかどうかというふうに思つております。

○大畠委員 基本的にはそういうことだと思います。政府の方からは八千一百万円ほどの予算をいろいろ組みながらやっていきたいという話でありましたし、枝野提出者からは、司法制度あるいは警察のあり方等々もいろいろ改善をしていきたいという話がございました。

そこで、今ちょうどこの法律案の提出に至る経緯、お互いの法律案の利点、あるいはまたこの法律案が施行をされた場合の社会的な傾向、それから実効性を確保するための具体的な方策について伺つてしまひましたけれども、ここで、細かな質問に入る前に、結局、長官からお話をありますけれども、法律をつくる、そして法律の運用あ

るいは全体的な消費者の行政というものがどうあります。

るか。

国があつて県があつて市町村があります、それでは消費者があつて業者がいますね、そこら辺をどういうふうに包含しながら、トラブル対策といふのがわかつてくるだらうというふうに思つております。

ですからもう一度、若干忘れられがちであります、最近言われております警察改革の話ですが、私は、最近言われております警察改革の話というものが実はこれにも大きいかわつてくるのではないかだろうか。つまり、民事不介入というところがここまで入つてしまつていいのかといふふうに思いますけれども、どうしても取引にかかるトラブルというものに対しては、残念ながら、警察がそもそもシステムとしても小さ過ぎるといふことがあります。

社会の変化に伴いまして、公安中心の警察から、粗暴犯やこういった経済事犯に対して、多くの場合、恐喝であるとか脅迫であるとかあるいは詐欺であるとかと、そういう刑事法的にも違法であるケースが少なからず悪徳取引にはあるわけありますから、そこに對して迅速的確に対応できるよう警対システムの人の配置の大きな変化ですとかそういうことをやっていく、これによってこのルールが守られることが短期間で達成できるのではないかどうかというふうに思つております。

○堺屋國務大臣 大変重要な御指摘、質問だと思います。

きのうも天網恢々疎にして漏らさずというお話をございましたけれども、従来、日本の消費者行政というのは、政府が前面に出ていて、こういう基準のものでなければ危険だ、こういうものはつくつちやいかぬと事前にいろいろ取り締まりをするというような観点で行われておりました。ところが、これだけ自由競争の世の中になり、消費者の選択の幅を広げるということが消費生活の重要な部分になつていて、そういう中で、市場ルールを確立しなきやいけないということが大変重要だと思います。

そこで、消費者行政全体の体系から見ますと、一方においては、平成七年七月に、大畠委員にもお世話になりました、安全ルール、製造物責任法というのが一方の柱としてでき上がっておりました。す。今回、消費者取引の分野での消費者契約法の立法ができますれば、この製造物責任法といわば車の両輪のような形で、消費者行政の総合的な被害防止ということで重要な役割を果たすのではないかと思つております。消費者取引の分野での消費者契約法の立法ができるためのルールをつくる、あるいは地方公共団体がそこにどれくらいのウエートをかけなければいけないのかという指針をきちんとつくるということが国の仕事であります。実際にトラブルに対してもう対応するのかという仕事は、本来は地方自治体の仕事であ

りますが、必ず处罚されるんだよとかいう話だと思います。

また、国と地方との関係についてのお話もございました。

消費者保護基本法には、その精神にうたわれていますのは、同法によれば「国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とこの法律の二条に定められています。

その一方で、地方公共団体に対しましても「国のは必ず处罚されるんだよとかいう話だと思います。

現象に対してもういうふうに網をかけて、最終的に正常な社会といいますか、だまして得した場合には必ず处罚されるんだよとかいう話だと思います。

○堺屋國務大臣 大変重要な御指摘、質問だと思います。

きのうも天網恢々疎にして漏らさずというお話をございましたけれども、従来、日本の消費者行政というのは、政府が前面に出ていて、こういう基準のものでなければ危険だ、こういうものはつくつちやいかぬと事前にいろいろ取り締まりをするというような観点で行われておりました。ところが、これだけ自由競争の世の中になり、消費者の選択の幅を広げるということが消費生活の重要な部分になつていて、そういう中で、市場ルールを確立しなきやいけないということが大変重要だと思います。

そこで、消費者行政全体の体系から見ますと、一方においては、平成七年七月に、大畠委員にもお世話になりました、安全ルール、製造物責任法というのが一方の柱としてでき上がっておりました。す。今回、消費者取引の分野での消費者契約法の立法ができるためのルールをつくる、提供する情報の集積、分析などにおいてこの法律が実効性を確保するための適切な措置をとられるよう支援してまいりたいと考えております。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

まず、前提といたしまして、民主党は、連邦分権型の国家にこの国の形を変えるということを目指としておりますし、これを一刻も早く達成することができますが、消費者行政に限らず、さまざまなお意味があるというふうに思つております。

そうした観点から、本来のあるべき姿としては、国がやるべき仕事としては、例えば消費者保護という観点からすれば保護のためのルールをつくる、あるいは地方公共団体がそこにどれぐらいのウエートをかけなければいけないのかという指針をきちんとつくるということが国の仕事であります。実際にトラブルに対してもう対応するのかという仕事は、本来は地方自治体の仕事である。

この委員会でも御議論がありましたけれども、それは、基礎自治体、現在の市町村を中心に行う

州というものが中心になつて行うのか、ここについてはこれからさまざま検討していかなければなりません。その間は、国が予算の多く持つて建設省が消費者行政も産業行政も両方やる、あるいは食品については農水省が消費者行政おかれましても、本法が成立いたしますれば、適切な情報の提供、苦情処理体制の充実、トラブル情報を集積、分析などにおいてこの法律が実効性を確保するための適切な措置をとられるよう支援してまいりたいと考えております。

そこで、消費者行政全体の体系から見ますと、一方においては、平成七年七月に、大畠委員にもお世話になりました、安全ルール、製造物責任法というのが一方の柱としてでき上がっておりました。す。今回、消費者取引の分野での消費者契約法の立法ができるためのルールをつくる、提供する情報の集積、分析などにおいてこの法律が実効性を確保するための適切な措置をとられるよう支援してまいりたいと考えております。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

まず、前提といたしまして、民主党は、連邦分権型の国家にこの国の形を変えるということを目指としておりますし、これを一刻も早く達成することができますが、消費者行政に限らず、さまざまなお意味があるというふうに思つております。

そうした観点から、本来のあるべき姿としては、国がやるべき仕事としては、例えば消費者保護という観点からすれば保護のためのルールをつくる、あるいは地方公共団体がそこにどれぐらいのウエートをかけなければいけないのかという指針をきちんとつくるということが国の仕事であります。実際にトラブルに対してもう対応するのかという仕事は、本来は地方自治体の仕事である。

この委員会でも御議論がありましたけれども、それは、基礎自治体、現在の市町村を中心に行う

ところにかけるお金がどうしても減っていくということは、市町村、都道府県の立場からすればある意味では必然的なことだと言わても仕方がない状況でありますので、ここに、いろいろなところにばらまいてむだに使われている税金をこういうところにしっかりと回していくことが、今、当面は一番大事なことだろうと思っていま

す。

○大畠委員 堀屋長官、そしてまた枝野提出者、大変ありがとうございました。

この消費者というものに着目をした法律といいますか政策といいますか、そういうふうなものはこれまで非常に欠けていたことは事実であります。

先ほども冒頭に申しましたように、物をつくるというものを中心として経済が動いてきたのですが、これからは消費者というものが中核になつた形の生産といいうのが始まるんじやないか。提供する側の社会の中、その提供された中から消費者が選択するという時代から、消費者が求めるものをいかに提供するかといいう、経済論理も多分そくなつてくるんだと思うんですね。

今社会的に大きな問題となつておりますのは廢棄物問題でもございますが、とにかく、物をつくつたら必ずどこかで捨てなければならない。そうすると、捨てる場所がなくなってきたんですね、きのうもちょっとあるところでそんな議論をしてきましたが、まさにそういうことからいっても、私は、経済であります堀屋長官から先ほどこの消費者行政についての一つのグランドデザインを提示していただきましたが、そういうグランドデザインが実現できるようにぜひ頑張っていただきたいたいと思うんです。

そこで実は、今回の法律案について具体的に少し入らせていただきますが、さのうですか、前回のこの商工委員会の中で堀屋長官が、今回の政府提出の法律案は、網の目で見えますと、余り細か過ぎると口説まりして実効性が上がらないなつちやう、したがつて、適切な目の粗さにして今回

法律をつくりましたということなんですね。ところが、民主党の方は、目が余りにも粗過ぎるんじゃないか、目が粗過ぎるから、その網の目をくぐり抜けちゃうものに大変問題があるんじゃないのかと。

くぐり抜けるのはほとんど看過できるというものであればいいんですが、どうも政府の今回のこの法律案は網の目が粗過ぎて、民主党がターゲットにしているようないわゆる悪徳業者なんかがそ

の目をくぐり抜けやんじやないか、そういう話があつたんですね。

そこで、確かにこれは難しいんです。余り細かくし過ぎるとえらい網にかかっちゃいまして、そ

うすると、もうにつちもさつちもいかなくなるという心配もありますね。しかし、私は、確かに長官のおっしゃるように、実際このくらいの日の相手がいいんじゃないかというのはわかるんですけど、これは、実際に海にその網をおろしてみないとわからない。そうなつてきて、結局、何回も論議がありましたが、では、その網をおろしてやつてみて、目詰まりするのか全く魚がかからないのかわかりませんが、様子を見て、修正しようあるいは見直しをしようというのは、これは当たり前なんですね。

ところが、それに対しても民主黨の方は、三年をめどにまあ見直しをしたらどうかと言つていますが、長官の方は、いや、その期限を明確にするのはどうか、必要があれば見直しをするんです、必要があれば見直しをするのでと、ここら辺はどうも堀屋さんらしくなく、執拗に何かあいまいな答弁を繰り返しているんですね。多分義方の方が、そんなことを言われちゃううちの方のメンツがないんで長官に言われちゃうですから、つくつた途端に見直しなんている人がありますが、多分そこら辺から、長官、絶対に答えちゃ困りますというので、どうも、かゆいところの周りをぐるぐる回つて答弁されたよな感じがするんですね。

やはり長官、政府がつくったこの網を実際に海に入れてみて、そして、その必要があればと言つたのですが、おおよそ二年ぐらいため網をかけておいで、それで一匹か二匹しかとれないというときはこれは問題ですから、もちろん必要があればその前に前倒しで見直してもらうことが必要なんです

が、どうですか、やはり三年ぐらいをめどに見直しをします、このくらいじやないと、せつなく消費者の人が注目しているのに、どうも業者の方々に配慮し過ぎて、とにかくこれをやつてしまはくは見直しをしないからとしか、長官の話を聞いてみると私はそう聞こえてしようがないんですよ。

この見直し問題について、改めて長官と枝野提出者、もしも長官の方で、いや、前と同じですというなら前と同じで結構なんですが、とにかくもう一度、明確なういますか、消費者に対してわかりやすいお話をいただきたいと思います。

○堀屋国務大臣 経済の流れについての認識は大島委員と全く同じでございまして、日本が、規格大量生産の時代から多様な知恵の時代に変わってきた、その中で消費者選択が重要な役割を果たすようになりましたが、消費者が持つてき

た、この認識は全く同じでございまして、大変うれしく思います。

本法の施行をいたしますと、どのようなトラブルが起るか、地方の消費生活センターあるいは中央の、国のやつております国民生活センター、これを結びますP.I.O.-NETなどいろいろと整理して、どんな問題が出てくるか、こういう実行状況をとらえて、その後の運用に資していく

いと思うのです。

そこで、見直すべきかどうか、見直し条項を期限をつけて、三年というような期限をつけて入れるべきかどうかといいう問題でございますが、これは別に企画庁の事務方が言つておるのではございませんで、私自身考えますのに、世の中の変化が非常に速いものですから、やはり状況が変わつてくると見直しすることは必要だと思います。

それが、三年がいいのか五年がいいのか、どう

いう時期で起るのか、これは大変難しい問題でございまして、一方においては消費者契約にかかる内容、どんな新商売が出てくるのか、どんな業態が出てくるのか。例えば、インターネット、Eコマースの関係だけでも今非常に動いています。そのそれについて、またそれに関する法律の研究、法制度の研究も行われています。

そういう現在の状況で何年目とか何年間とかいふようなことを始めから制定いたしますと、それを前提として、何年たつたらこれは変わるからこういつたものを見きわめながら、この改定というのも、決して否定するわけではありませんが、社会の状況に応じて考えていくべきで、今まで年限を入れるのはいかがなものかと考えております。

○枝野議員 お答えさせていただきます。

今長官からお話をありました、社会が変化したから見直すということについては、これは期限はつけられない話で不断に行わなければならないのだろうといふことは私も同意であります。しかし、そもそも、今回期限をつけた検討条項をつけるべきではないかということについては、変化といふことの意味だけではなくて、二つ意味がある一つは、いわゆる団体訴訟、差し止め訴訟、これについては審議会の中でも議論があつたというふうに聞いておりますが、結論が出せなかつたし、それはもつともなことだらう。民事訴訟体系全体にかかる問題ですので、むしろこれは、経

していただかなければならぬ課題だというふうにも思いますので、これが積み残されている。この積み残しのものをしつかりやろうとすれば三年程度かかるのではないかということ。そして、三年程度の期限を切らないと、この話については、実はするすると法曹審などのところでも延びてきてる話でありますので、期限が要るのじゃないかというのが一点であります。それからもう一点は、この法律に対する評価であります。

政府策に対しても、消費者の立場からちょっと足りないのじゃないかという声がありますし、民主党の案に對しては、事業者の立場から厳しく過ぎるという声があります。いずれにしろ、見方が分かれています。これに対する評価は、やつてみれば決着がある意味でつくわけであります。我々民主党案を通していただいても、先ほどの

話のとおり、九五%の中小零細企業の皆さんには全く影響がないと確信を持っておりますので、やつてみたら、三年、ほら、全然平気じやないですかということが言えるつもりであります。すかにしろ、やつてみた上で、例えば事業者の方から、もししかすると、これじゃ厳し過ぎて、実際に中小零細企業はばたばた倒れますよということであるならば、そちらの方向の見直しがあるかもしれません。

いずれにしろ、今意見が分かれていることについて決着をつけるためには、三年ぐらいやつてみれば、実際、今P-L法は、私はあの当時与党でありますから、かなり事業者の方々の反対を押し切つた一人のつもりであります。そのとき地元で、あんな厳しい法律、ほかのところはいいけれども、枝野さん、困るよということをさんざん言われていた事業者の方が、あれから五年ぐらいたちまして、どうですか、ところで、そういうえばP-L法はと。ああ、そういうえば、ほとんど影響ないねということを大部分のまじめな事業者の方から、今、五年たつて言つていただいております。

府案でも、施行していただければ、全く影響なかった、ではもうちよつと厳しい形にしてもらつても大丈夫だねということになるのではないか。そういう見きわめに、三年程度すれば、今分かれている見解の違いというものについて決着が出来るという意味で、期限を切つて、今分かれている意見の集約を図るべきではないか、こんなふうに思つています。

○大畠委員 枝野さんからも今、差しとめ請求の問題、団体訴権の問題についても言及がありまし  
てござるが、そしらうよりつづきまして、つづいて、

たので、それもちつともお伺いしたくのではありません。その前に、長官から、年限を切るのはどうか、必要があればきちっと見直しますよというような趣旨の話をいただきましたが、見直しをするか見直しをしないかというのは、結局、実態はどうなのか、実態といふか、法律案を実際の海におろしてみてどうなのか、その結果がわからないと私たち

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、今回の法律が成立した後、政府の責任において、この法律の立法趣旨が適正に果たされているかどうか、国会に報告してもらいたいという声があるのです。その結果を聞いて私たちも、政府だけじゃなくて、私たちも立法の責任者として判断したいと思うのですが、この法律の施行をした後、状況を国会に報告するということについては、政府の方はどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○堺屋国務大臣　この法案が成立いたしまして、施行されると、その実施状況につきましては、今後とも、消費者センターと国民生活センターをつないでおりますP.I.O.—NETの拡張を図りまして、消費者契約に関する苦情相談等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、そのようにして把握した情報を、消費者契約法の施行状況についてのフォローアップにも役立てるとともに、消費者契約に係る紛争防止のための是正策に資するよう可能な限り公表していく、全体に、世間一般に公表していくたいと

○大畠委員 そうすると、一般にも公表するといふのですから、これは当然、国会の方にももちろん報告するということとらえてよろしいです  
ております。

○堺屋国務大臣 一般に公開いたしますから、その公開情報を御利用いただければ、何の支障もなき国会の審議にも資していただけるものだと思つております。

○大臣委員 一般に公開するということはもちろ  
んでありますが、私たちは立法者なんですね。こ  
の消費者契約法というのは今審議しているのです  
よ。この法律がどのくらいの効果を上げるかとい  
うのを、一般に公開するといって、私たち立法  
者、いわゆる議会には報告しないということです。

○**堺屋国務大臣** 公開情報にいたしますので、御質問ござりますれば、その都度、明確にお答えであります。

○**大島委員** 一般に公開するということはそれでいいですよ。いいですが、長官だつて、今は大臣をされて政界の一部におられますから、やはり私は、立法したらその法律に責任を持たなければならぬのですよ。

だから、議会じゃなくて一般に公表しますからと、後ろの方でどういう入れ知恵をしているのかわからぬけれども、そんな話では困るのであります。立法者にきちんと法律の施行状況については報告するというのは当たり前じやないですか。なぜそこで、あいまいというか、一般に報告しますから、PIO-NETで報告しますからと、そういうふうな答弁しかできないのですか。再度ちょっとと答弁を求めます。

○**堺屋国務大臣** 消費者契約法についての問題と申しますのは、非常に一般的にも関心の高い問題だろうと思います。したがつて、十分な情報を世間に全世界にも公表することが必要だと思います。その中

が、どうも、政務次官のいすに座ると発言がいま  
一つ疊りがちであります。  
この当時を思い出しながら、どうですか、今大  
臣からは、どうもあいまいな、かゆいところの周  
りをかいでいる感じなんですが、複雑だと言えん  
ですが、私はやはり法律を通した議会に内容につ  
いてはまきこに報告するよりは当たる前に思つて

○小池政務次官 今もはつらつとしていると思つておりますが……。

政務次官であれ、また、そうやつて御質問をいただく立場であれ、それぞれの立場の責任をしょつて、そしてまたそれを実行するといつもう一つの責任を負つてゐるわけでござりますから、座るいすが変わつたからといってころころ変わるというのは、私はおかしいというふうに思つております。よつて、私はこれまで不明朗な答えをしましたことはないというふうに自負いたしておりますし、また、大畠さんも、では政務次官のときはどういうふうな御答弁をなさつたのか、改めて検討させていただきたいと、いうふうに思つております。

今、国会報告をするかしないかということですが、さいますけれども、むしろそれは国会の方のこの委員会の問題ではないかというふうにも思いますので、要は、ディスクロージャー、どういう問題が出でてきて、そしてどういう分野のものがこの消

費者契約法案絡みで今後出てくるのか、その情報を行政として御提供し、そして、それを国民の立場に立つてどのようにして是正をしていくのかと、いうことをお考えいただのがこの立法府の立場ではないかというふうに思います。ですから、必要な情報は当然出すということを申し上げているわけです。

○大畠委員 私は、要するに、国会に報告するかどうかということの一つのルールを明確にしておきたいなと思ったのは、ともすると、法律をつくるとあいまいになってしまふときがあるんです。法律をつくるときはみんな熱くなるんです、こうやってやろうと。法律が通つてしまふと、次々と事件が起るものですからそっちの方に目が行つてしまつて、どうもその法律が実際にうまくいつたのかうまくいかないかというのがあいまいになつてしまふ。したがつて、こういう問題はきちんとフォローアップする仕組みをつくつておくべきだらう。大臣はかわるんですが、行政の皆さんはルールが決まればきちっとやるんですよ。ルールがあいまいだつたら、あいまいなままになつちやうんですね。

したがつて、私は、こういう問題については、今長官からも、委員会から要求があつたらそれは答えますとお話がありましたが、それで私は結構だと思いますが、後ろで聞いている行政の皆さんも、この問題はいわゆるフォローアップが重要なんです。どうなつたか、そして、問題があればそれに対する適切な対応をしなきゃならないので、私はそれでちょっときつとく言つてゐるんですが、長官並びに後ろの方で聞いてゐる官僚の皆さんも、きちんとフォローアップして、状況を把握して、適切な改善が必要なときには改善をするという姿勢はすつと貫いていただきたいと思います。

そこで、先ほど差しとめ請求と団体訴権について枝野議員からもお話をございましたけれども、この問題、私も非常に重要なんだらうと思います。いわゆる司法制度なんかも改革しなきゃならぬと思うんですが、どうも消費者が泣き寝入りし

市町村という単位により始めているような感じが今すぐわかるだけじゃないかとか、こんなものが、今すぐわかっちゃうわけですよ。あの人人が今度だまされたんだってとか、被害に遭つたんだってこと。

そういうことで、どうもこら辺の仕組みがいま一つなんですが、この差しとめ請求と団体訴訟について、政府の方はどうのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○堺屋国務大臣 これも以前お答えしたところでございますが、消費者契約法の実効性を確保するために、各種の紛争解決方法を有効に働くか否、公正な救済がなされる必要があります。中でも、紛争の究極的な解決手段としての裁判制度が、消費者としての国民にとって本当に利用しやすいものかどうか、これが大切なところでござります。

この点に関しまして、現在行われております司法制度改革に係る検討によってこうした観点も十分取り上げられるだろうと考えて、期待しております。

他方、拡散被害の防止や救済策でございますが、消費者全体の利益を侵害する行為や契約条項の差しとめ、消費者団体の訴権などについては、諸外国において認められているケース、これはドイツのケースがございますが、そういうケースもございますが、日本の民事訴訟法の考え方では、消費者団体には当事者適格や訴えの利益がないので訴権が認められない。これは民事訴訟法全体の構造からして非常に、ドイツの場合はこういう団体に認めるというのがございますが、日本は現在の民事訴訟法の考え方全体にかかわっておりまます。

仮に、新たな立法によつて対応しようといたしましたが、どのような理論的な根拠、どういうような団体がどういう訴権を持つかという法理論的

な根拠、あるいは、どのような要件のもとにどのようないかで争われるべきではないだらうか。それであれば、三年くらいあれば、もしやじやなくして、何とかやりたいんだけれどもいいたくはないが、それが決してないといふのかという観点からやるべきではないだらうか。そこで、民事訴訟法の団体訴権などといふことは、弁護士の数をどうするとかそういう次元の話でありますので、これは、そこは別に、急いで特に何とかクリアでないかという観点から、できないからまあいいかとすると、結論的には難しいという結論かもしれないが、でも結論を出すことはできるんじゃないと思います。

それから、司法全体にかかるのも事実なんですが、今司法制度改革という分野でなされていることは、民事訴訟法の団体訴権などといふところとはちょっと違う次元の、弁護士の数をどうするとかそういう次元の話でありますので、これは、そこは別に、急いで特に何とかクリアでないかという観点からやるべきではないだらうか。それであれば、三年くらいあれば、もしやじやなくして、何とかやりたいんだけれどもいいたくはないが、それが決してないといふのかという観点からやるべきではないだらうか。そこで、民事訴訟法の団体訴権などといふことは、弁護士の数をどうするとかそういう次元の話でありますので、これは、そこは別に、急いで特に何とかクリアでないかといふ観点から、できないからまあいいかとすると、結論的には難しいという結論かもしれないが、でも結論を出すことはできるんじゃないと思います。

だらうか、そんなふうに思つております。それから、今御質問ございました取り消しの時効なんであります、私どもは、追認することができるときから三年、契約のときから十年ということで提案をさせていただいております。これについても、実は関係者の皆さんの誤解があるのではないだらうか。つまり、契約をして何年もたつてから突然取り消しなどと言われるごとがあるのでは、特に中小零細企業としては、不安定でとてもじやないけれどもやつていられないよという声があるやに聞いております。

したがつて、六ヵ月ぐらいで、あるいは二年ぐらいい、五年ぐらいでということのようであります、これは、契約をして、取り消しの原因があるからといって、時効まで全く権利が残つているというケースは、逆に言えば私は少ないといふうに思つています。例えば物だつたら、例えば食べてしまつたり使つてしまつたりというような場合にはいわゆる法定追認のような形になりますので、そこで今さら取り消すという話には基本的にはならないケースの方が圧倒的多数だといふうに思つていて、時効まで取り消し権が残つているケースということの方が例外だと思います。

しかしながら、そういうケースについては、逆に言えば、その段階でも取り消すことを認めないとアンフェアじゃないかというようなケースが、例えば非常に長期の契約も消費者契約の類型の中には入つておりますし、そういうことを考えますと、私は、三年、十年というは決して長過ぎはないというふうに思つています。

六ヵ月ということですと、実際のトラブルがあつてからの当事者の方の行動ということを考えてみると、一番最初は、あれ、こんなひどいことになつていたんだ、どうしようかと家族や友達に相談をし、そうしたら、消費者センターに行つたらしいんじゃないのか、弁護士会に行つたらいいんじやないのということを言われ、そういうところをごちやごちや、しかも家庭を持つて、仕事を持つていてたりすると行く時間もないから、

行こうと思つたら一ヶ月、二ヶ月過ぎちゃつたと  
いうことは決して少くないケースであります。  
消費者センターであるとか弁護士会まで行け  
ば、たどり着けば、取り消しの内容証明を送ると  
かということはできるかもしませんけれども、  
この場合にも、相手方の所在地がはつきりしてい  
なかつたりしたらどうするんだとか、いろいろな  
問題が出てまいつて、六ヶ月で取り消し権行使を  
しろというのは、実は具体的なケースを見ますと  
なかなかしんどい。実際には、これじや時効でみ  
んな救われてしまふ悪徳業者が出てくるのではな  
いかというふうに思います。そういうふうの意味で  
は、ここは何とか延ばしたい、延ばしていただけ  
ればというふうに思います。

○大島委員 わかりました。

この問題について長官にもお伺いしようと思ひ  
ますが、これは前回の委員会でもいろいろ議論さ  
れていて、大体話はわかつておりますので、これ  
はちょっと割愛させていただきたいと思ひま  
す。

それから次に、消費者センターというものに対  
する御認識をお伺いしたいと思います。  
今、この消費者センターとPIO—NETとい  
うのが非常に連携をとつて、実態をよく把握す  
る、あるいは、いわゆる裁判外の紛争処理機関と  
しても大変有効に働いているという話なんですが、  
が、いかんせん、長官も御存じのように、国もお  
金がないんだけれども、地方自治体もお金がなく  
なつてきたんですね。そこで消費者センターの縮  
小、削減、閉鎖といううのが非常に進んでいるとい  
う話を伺つております。

これがなくなると、結局裁判に訴えるしかなく  
なつて、裁判になりますと数百万円かかるとい  
うので、結局、まあこのくらいは我慢しておくかと  
かいうのですますます悪徳業者がはびこるとい  
うものに対するどのようにその実態をどうえ  
ているのか。

特に、消費者センターを閉鎖するところは、消

費者保護基本法の第十五条に、「市町村は、事業  
者と消費者との間の取引に関する生じた苦情の処  
理のあつせん等に努めなければならない。」とい  
う文言がありまして、これをベースに、県ではな  
く、これは市町村の問題なんだということで、  
市町村に押しつける傾向も出てきているような話  
を聞いています。

しかし、市町村には立入調査権とか事情聴取権  
あるいは営業停止命令権などいうのはないので  
あります。市町村が取り組んだとしても悪徳業  
者対策としては非常に十分な力を発揮できないと  
いう意味では、やはり経企庁としても、この消費  
者センターの位置づけというのをもつと強く認  
識をして対処しなければならないと思っています。  
が、この件についての政府の御見解を伺います。

○小池政務次官 消費者センターの縮小、削減、  
閉鎖の実態、これについての私どもの認識でござ  
いますけれども、もちろん、この消費者契約法の  
施行に伴いまして、消費生活センターの役割は一  
層高まっていくということについては、私どもも  
認識をいたしております。

一方で、今御指摘ありましたように、市町村で  
の消費生活センターの拡充、そして行政の効率化  
を背景にいたしまして、一部の都道府県ではござ  
いませんけれども、消費生活センターの縮小の動き  
があることは認識をいたしております。

これは、先ほど枝野議員の方も、国とすれば  
ルールづくりをすればいいというお話をございま  
した。また、今回の法案がそのルールづくりでござ  
いまして、実際に現場ということでバックアップ  
がなければなりません。不退去、居座り問題。あるいは、恋人商  
法や靈感商法は対象外と長官も前回の委員会でも  
おっしゃつていましたが、居座ったセールスマン  
に帰れとか、喫茶店とかそういう事務所に入つた  
ままなかなか出してももらえない、そのときに、帰  
りますとかあるいは帰つてくださいとか、そういう  
うふうに言わない限りこの法律案の対象にならな  
いというんですが、どうもそこら辺が、実際の被  
害者の方々の立場からすれば、この法律ではな  
かなか救つてもらえないんじゃないかという声なん  
ですよ。

いわゆる監禁状態とは、私は帰りますと言つた  
のに帰さないとか、そういう発言がなければ監禁  
行為というものは非常に難しいんです。難しいん

生活センターによります相談員の研修とか相談業  
務に関する情報提供など、この辺はきつちりと連  
携をとつてまいりたいというふうに考えておりま  
す。

それから、幾つか今御質問がまとめてあつたの  
でお答えしておきますけれども、ADR、裁判外  
紛争処理機関の整備、これについても重要である  
ということ、その整備充実が必要であるというこ  
とを認識いたしております。

こういうことで、消費生活センター、そして弁  
護士会仲裁センターなどのいわゆるADR、裁判  
外紛争処理機関の充実、有効活用は望ましいとい  
うふうに考えております。

以上です。

○大島委員 先ほど、はつらつとしていたと言つ  
たんですが、小池さんは非常に現在でもはつらつ  
とされていますが、発言内容がどうだったのかと  
いう話でありますから、それは誤解がないよう  
にしていただきたいと思います。今の答弁を聞いて  
いましても、非常に元気に御活躍されていますか  
ら。

さて、そのときに、具体的な問題の一つに、今  
回の法律案で、いわゆる網の目の話があるんです  
が、具体論としていろいろな事象を私も聞いてお  
ります。不退去、居座り問題。あるいは、恋人商  
法や靈感商法は対象外と長官も前回の委員会でも  
おっしゃつていましたが、居座ったセールスマン  
に帰れとか、喫茶店とかそういう事務所に入つた  
ままなかなか出してももらえない、そのときに、帰  
りますとかあるいは帰つてくださいとか、そういう  
うふうに言わない限りこの法律案の対象にならな  
いというんですが、どうもそこら辺が、実際の被  
害者の方々の立場からすれば、この法律ではな  
かなか救つてもらえないんじゃないかという声なん  
ですよ。

ですが、実際の被害に遭つた人の話なんかを聞く  
と、そういう事例がすごく多いんですね。例えば  
小池さんだったら、帰りますとか帰れと言えるか  
もしれない。しかし、気の弱い人はなかなか言え  
ない。そういう人が大体被害者になっちゃう可能  
性があるんですね。

どうも私は、今回の法律案の網の目の粗いのは  
わかりますが、気の弱い方々が大体こういう詐欺  
まがいの商法にひつかかるわけでありまして、こ  
こら辺にもっと手を差し伸べた法律案にしていい  
んじゃないかという声があるんですが、この点に  
ついて政府の方の御意見をいただきたいと思いま  
す。

どうも私は、今回の法律案の網の目の粗いのは  
わかるんですが、気の弱い方々が大体こういう詐欺  
まがいの商法にひつかかるわけでありまして、こ  
こら辺にもっと手を差し伸べた法律案にしていい  
んじゃないかという声があるんですが、この点に  
ついて政府の方の御意見をいただきたいと思いま  
す。

○堺屋国務大臣 実際の取引といいますか、セー  
ルスの場では、これは大変難しい問題になること  
はあると思うんです。話が弾んで長くいるとい  
うこともございます。そういうときに、本人は、本  
当は帰つてほしいけれども、□ではまあまあご  
ゆっくりなんというようなことがよくございまし  
て、一時、コマーシャルに、新幹線なんか待たし  
といったらよろしおすがなと言つて、後ろでほうき  
が逆さまに立つていうというコマーシャルがござ  
いましたが、なかなかそこはわかりにくい意思で  
ござります。

ただ、私たちの言つておりますのも、はつきり  
が逆さまに立つていうというコマーシャルがござ  
いましたが、なかなかそこはわかりにくい意思で  
ござります。

ただ、私たちの言つておりますのも、はつきり  
が逆さまに立つていうというコマーシャルがござ  
いましたが、なかなかそこはわかりにくい意思で  
ござります。

例えれば、時間的な余裕がないという旨を消費者  
が、もう私たちには出でていかなければいかぬから、  
時間ががないのですというような告知をした場合、  
あるいは今取り込み中でとてもお話を伺えませ  
ん、これ以上はお話を伺えませんといったような  
ケース。あるいは、交渉を有利にするための駆け  
引きのためではなくして、消費者が契約を締結  
しない旨を告知した、そういう場合、ずっとと居  
座つてしているということになりますと、退去すべ  
きの意思を表示したというようなケースが出てこ  
ようかと考えております。

ただ、第三者に口頭以外の手段によって消費者が意思を表示した場合、これが一番難しいケースでございますが、これでも、明らかに帰つてくれ、あるいはこれは買う気はない動作で示すと思、そういう意思の表示ということにならうかと思ります。

なお、消費者が怖くて言えないというケース、この間もどこかの裁判で、怖くて言えなかつたというのが出ておりましたけれども、そういうときには、強迫の規定に入つてくると考えられます。

そういうなさまざまことを考えて、いますと、このケースで明確に区別できる。一般法として扱うのなら、こういうようなケースで定めておくのがいいのではないかと考えられます。

○大畠委員 こちらにも、今長官から話がありましたが、具体的に法律案を適用して、結局どうなのだろうか。やはり被害が減らないとか、あるいはふえた減ったではなくて実際上の被害者の人をなかなか救済できないというような訴えが出てきた場合には、先ほどの見直しの話になりますが、ぜひ実効性あるものにするために、今いろいろケースを並べられましたけれども、弱者救済と言つていいのかどうかわかりませんが、世の中にはやはり気の弱い人がいて、長官も気の強い人のお一人かもしれません、長官は多分こういうものにはひつかかる可能性は全くないと思いますが、とにかく、そういう人を食い物にしている、いわゆる悪徳業者がいるわけですよ、これを何とかしてもらいたいというのが庶民の願いなんですが、いま一つだというときは、即見直しをするようになぜ努力をしていただきたいと思うんです。

もう一つ、ちょっと時間の関係で中間を飛ばしますが、マルチ商法とモニター商法あるいは海外オプション取引等々の話があるのですが、マルチ商法というのは大体、青年がひつかかりやすい。モニター商法というのは女性の方、主婦の方がひつかかりやすいという話ですと来ているわけ

ですけれども、きょうは警察庁の関係の人も見えていますが、とにかく、どうやつたらそういう悪徳業者に対する警告になるかというと、まずこんなことでやつたら業者が摘発をされましたと新聞に出るとか、あるいはこれだけ被害があつて、それが非常にこの種の犯罪を防止するものになると私は思うんです。

○黒澤政府参考人 マルチ被害苦情訴えの近年の動向ですか、あるいはマルチ商法に対する摘発の近年の動向等々について、これは警察庁と関係省庁にちよつとお伺いしたいと思うんです。

○黒澤政府参考人 お答えいたします。マルチ被害苦情訴えの近年の動向ですか、あるいはマルチ商法に対する摘発の近年の動向等々について、これは警察庁と関係省庁にちよつとお伺いしたいと思うんです。

○黒澤政府参考人 お答えいたします。二事件十名を検挙いたしておりますところでございま

す。それから、モニター商法の摘発状況でございますが、近年、消費者生活センター等に寄せられる相談も増加しておりますと承知をいたしております。

○細田政務次官 昨年中の摘発状況でございます。昨年中の摘発状況でございますが、刑法の詐欺罪に当たるものなどにつきまして一事件十一名を検挙いたしておりますところでござります。

○細田政務次官 御指摘のありましたとおり、近

年、いわゆるマルチ商法につきまして消費者からの苦情相談件数が急増しております。平成七年度において国民生活センターへの相談件数は六千二百七十五件、平成十一年度の速報値では約一万五千件といふことです。違法と思われるものについては適宜警察への情報提供を行つております。

○黒澤政府参考人 この種悪質商法につきまして

の相談が急増しておりますのは、やはり失業率

ですか不況ですか、いろいろなこととの絡みもあるのではないかと思っておりますが、引き続

き、法の適正な運用、消費者の啓発に努めるとともに、消費者相談室とか国民生活センターなどを通じまして、情報収集、動向注視を行つてまいりたいと思います。

○大畠委員 今の状況を聞きますと一万五千件、六千件から一万五千件にかなりあえているのですね。それで、摘発が先ほど聞いた二件とか何件伺いしたいと思うんです。

○黒澤政府参考人 お答えいたします。平成十一年の三月に質疑

をしましたが、このときに、言つてみれば、捕まえても軽い罪の場合には警察官の方も何となくやる気がしないというのも一つの背景にあるのじゃないかと思うんですね。

今回の罰則強化、これは平成十一年、去年のあれですが、罰則強化で、一年以下の懲役を二年以下に直したり、百万円以下の罰金を三百万円以下に直しましたが、要するにこれでも不十分だと私は思つていたのです。警察庁として、凶悪犯罪とかいろいろ内部的な問題があるのかもしれないけれども、もうちょっとこういう、言つてみればちょっととした、凶悪犯罪じゃないかもしませんけれども、非常に精神的にダメージを受ける事件に対して、一万五千件もあるのに二件とかなんかの立件というのでは、ほとんどやつていいないと同じじやないです。

○大畠委員 警察庁の方で動きにくいくらいだつたら動きにくいくと、あるいは法律で不備があるなら不備があると言つてもらいたいんですね。とにかくこのままでは、今回法律案を改正しまつたけれども、いろいろなマルチ商法、モニター商法といふのは後を絶たないわけあります。いわゆるやり得、やつたって、せいぜいいちよびつとか捕まらないからもうやつちまおう、そういう業者がいるわけですよ。例えば、今回法律案が改正されまして、たれども、法律をきちっと守つてこようといふことは、枝野さんの話でいえば、九九%の業者というものは影響もないし、本当によくやつてゐるんだと思うんです。一%かもしれないけれども、悪徳業者がいるわけですよ。このところをどうするかなんだ。

私は、ずっといろいろ数年この問題をやりました。枝野さんの話でいえば、九九%の業者というものは影響もないし、本当によくやつてゐるんだと思うんです。一%かもしれないけれども、悪徳業者がいるわけですよ。このところをどうするかなんだ。

ただで実際にはやつてないのじやないかという感じがするのですが、再度、なぜそういう検挙件数なのか、再答弁を求めたいと思います。

○黒澤政府参考人 この種悪質商法につきまして

は、大変重要な私どもの課題の一つと考えております。

まして、今御紹介がありましたように、鏡意取り組んでおるところでございます。しかしながら、実績は今委員御指摘のとおりでございます。

私たち、いろいろな体制あるいは技術の面、そぞうしたことにも配意をいたしまして、今後とも違法行為につきましては厳しく対処してまいりたいと思います。

○大畠委員 お答えいたしましては、なかなか正直から法の規定に違反しないよう工夫されていいる場合も多いというようなこともあつたかと思いますが、この辺の諸問題をもクリアいたしまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この種事案につきましては、なかなか正面から法の規定に違反しないよう工夫されてい

る場合も多いというようなどもあつたかと思いますが、この辺の諸問題をもクリアいたしまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○大畠委員 警察庁の方で動きにくいくらいだつたら動きにくいくと、あるいは法律で不備があるなら不備があると言つてもらいたいんですね。とにかくこのままでは、今回法律案を改正しまつたけれども、いろいろなマルチ商法、モニター商法といふのは後を絶たないわけあります。いわゆるやり得、やつたって、せいぜいいちよびつとか捕まらないからもうやつちまおう、そういう業者がいるわけですよ。例えば、今回法律案が改正されまして、たれども、法律をきちっと守つてこようといふことは、枝野さんの話でいえば、九九%の業者といふことは、影響もないし、本当によくやつてゐるんだと思うんです。一%かもしれないけれども、悪徳業者がいるわけですよ。このところをどうするかなんだ。

私は、ずっといろいろ数年この問題をやりました。枝野さんの話でいえば、九九%の業者といふことは、影響もないし、本当によくやつてゐるんだと思うんです。一%かもしれないけれども、悪徳業者がいるわけですよ。このところをどうするかなんだ。

たが、やはり一罰百戒ですよ。うまいことやろうと思つたら捕まつちやつた。これは新聞に出ますね、こんなことをやつて警察に逮捕された。これ

は、ほかの同じことをやつて、おれもひょつとしたら捕まるかもしれないな、それは非常に大きな影響力を与えます。したがつて、それが二件

ぐらいだと、捕まつたら運が悪いと諦めるかと。一万五千件もあつて一件だから、ほとんど捕まらないと同じですよ。

そういう意味では、私は、どういうふうにしたら警察が動きやすくなるのか。警察官が少ないんだつたら少ないと言つてくださいよ、法律が悪いんだつたら法律が悪いと言つてくださいよ。なぜ一万五千件で二件ぐらいしか立件できないのか、もう一度答弁してください。

○黒澤政府参考人 ただいま申し上げましたが、被害実態につきまして、よく実態を把握いたしました。それから、大変巧妙な事案が大変多うございましたので、そういった問題点を私ども鋭意クリアいたしまして、また、関係機関とも緊密な連携をとりまして、成績の上がるようにしてまいりました。

なお、悪質商法に係る被害者の実態等につきましては、これで法制度がいいのかとか、いろいろな議論がなされることがござります。そしてまた、委員からお話をございましたように罰則の強化等も行われてきておるところでござりますけれども、法令の規定の整備が図られることが検討されます場合には、そのような検討がなされます場合には、私ども、取り締まり等を通じて承知しております実態あるいは問題点につきましても、関係省庁に対しまして所要の協力をを行うなどいたしたいと考えております。

○大島委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○中山委員長 西川知雄君。

○西川(知)委員 改革クラブの西川でございます。

公明党と改革クラブにおきましては、本法案が製造者責任法と車の両輪をなすという極めて重要な法案であることにかんがみまして、いろいろな方からの意見を直接聴取いたしました。その結果、情報交渉力の格差、これを法の目的の中に明示する、また、適用除外を設けずにすべての消費者契約を対象にする、不当条項に一般条項の規

定を盛り込む、こういうようなことを政府にも要請いたしまして、これが現法案には取り入れられております。

こうしたこと、現在の案は、国民生活審議会の報告において示された各界のコンセンサスを踏まえつつ、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみて、消費者の利益の擁護、これを最大限図るようにした内容であるというふうに思います。

ところで、いろいろな審議がございました。これが、後でまとめて逐条解説書とか、それからまた裁判とか、また裁判外の紛争処理規範としていろいろと出てくるわけでございますが、今までの審議で十分明らかになつてない点、これを中心に、将来の予見可能性、これを明確にする趣旨の質問をいたします。時間の関係がござりますので、答弁は簡単には、しかも、法律的な問題もたくさん聞きますので、場合によつては政府参考人から簡潔に答弁をしていただきたいと思います。

○西川(知)委員 ということで、この取り消しに

すぐに始めますが、第二条、定義がありますが、ここで、国とか県、市町村、このような公法人とか特別法における特殊法人、これが「事業者」に含まれるのかどうか。また、非営利法人、

そして、例えば私、弁護士でございますが、そういうような専門的職業、こういうものを有している者、これも「事業者」に当たるかどうか。当たるか当たらないかで御答弁をいただきたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。

本法においては、消費者と事業者の間で締結さ

れる契約であれば、私益、公益の区別や営利、非営利の区別を問わざ本法の対象となります。とい

うことで、おっしゃったところは対象になります。

○西川(知)委員 本法におきます誤認、困惑の類型は、民法の詐欺、強迫の要件とはそれぞれ要件を異にしております。

本法第四条は、民法の詐欺、強迫に比べて、單

に具体化、明確化しただけではなしに、民法の規定に比べて、消費者がその意思表示の取り消しができる場合を拡大したものと考えております。

○西川(知)委員 皆さんには表が見えないと思

いますが、消費者契約法に該当するもの、これが丸

だとしてすると、こちらの詐欺、強迫に該当するも

の、これはこうやって重なつて、こういうふうに理解するべきだ、こういう長官の御答弁で

あつたということを今ここで確認をさせていただきます。

そこで、次に第八条に行きます。

第八条は消費者契約の無効条項でござります。

ところでございますが、この二項、消費者はその消費者契約の内容について「理解するよう努めるものとする」。こういうことが書いてあります。例えば、理解するよう努めなかつたという場合に、自分たちの取り消し権、これが制限されることがあります。

過失相殺ということ、過失相殺の理由になるのかどうか、これは長官、お答え願います。イエスかノーで結構です。

○堺屋国務大臣 これは努力規定でござりますか

ら、これによって法律的な効果が削減されること

は一切ございません。

○西川(知)委員 ということで、この取り消しに

ついての抗弁にならない、また、過失相殺の原因にならないということがここで確認されたわけでござります。

次に、第四条でございます。

これは、民法の九十六条の詐欺、強迫、これとの関係がござります。この概念と、誤認または困惑、これは若干法律的な用語が違うようございま

す。その九十六条と、そして誤認または困惑これとの法律的な関係、これを御説明願いたいと思

います。

○堺屋国務大臣 本法におきます誤認、困惑の類型は、民法の詐欺、強迫の要件とはそれぞれ要件を異にしております。

本法第四条は、民法の詐欺、強迫に比べて、單

に具体化、明確化しただけではなしに、民法の規

定に比べて、消費者がその意思表示の取り消しが

できる場合を拡大したものと考えております。

○西川(知)委員 皆さんには表が見えないと思

いますが、消費者契約法に該当するもの、これが丸

だとしてすると、こちらの詐欺、強迫に該当するも

の、これはこうやって重なつて、こういうふうに理解するべきだ、こういう長官の御答弁で

あつたということを今ここで確認をさせていただきます。

そこで、次に第八条に行きます。

第八条は消費者契約の無効条項でござります。

これは余り質問がなかつたようでございますが、消費者の権利を不適に制限することになる条項、これにつき明確な要件を立てて、それを法的に無効にするということで、極めて重要な意義を有するものでございます。

まず、八条の趣旨がどういものかを少し明確にしておきます。消費者契約の無効になる場合に、過失相殺ということで、過失相殺の理由になるのかどうか、これは長官、お答え願います。イエスかノーで結構です。

○堺屋国務大臣 これは努力規定でござりますか

ら、これによって法律的な効果が削減されること

は一切ございません。

○西川(知)委員 ということで、この取り消しに

ついての抗弁にならない、また、過失相殺の原因にならないということがここで確認されたわけでござります。

そして、それに縛んで、次のような事例について無効となるかどうかとお答え願いたいのです。例えば、事業者が故意または重大過失がある場合を除いて、損害賠償責任、これは契約金額の三割とか四割を限度とします。こういうような消費者契約がつくられたとした場合に、これは無効となるのかどうか、これもあわせてお答え願いたいと思います。

○堺屋国務大臣 まず第一の、事業者が消費者契約において、民法等の任意規定に基づいて負うことによる損害賠償責任を契約条項によって免除または制限している場合は、第八条では、消費者が損害を受けた場合に正当な金額の損害賠償を請求できるように、その条項の効力を否定し、民法等の任意規定に基づく損害賠償責任を事業者に負わせることがあります。

具体的に申しますと、例えば、いかなる理由があつても一切損害賠償の責任を負わない、事業者に故意または過失があつても一切損害賠償の責任を負わないというような条項は、本法の第八条第一項第一号、第二号に該当し、無効にならうかと

考えております。

また、事業者は商品に瑕疵があつても一切損害賠償、交換、修理いたしませんというような条項は、八条の第一項第五号によつて無効になると考

えております。

また、第八条第一項第一号、第四号の「一部を

免除する」とは、事業者が損害賠償責任を一定の

限度に制限し、一部のみの責任を負うことを意味

したがつて、事業者の債務不履行や不法行為について、事業者に故意または重大な過失があつた場合には、第八条第一項第二号、第四号に違反し、これは無効になります。一方、事業者に故意または重大な過失がない場合には無効とならぬい、こういう仕掛けになつております。

そこで、九条の「号でございますが、これは消費者の義務を不適に加重することになる条項について要件を規定しております、「無効とする」というふうに書いてございますが、その「号で平均的な損害の額を超えるもの」ということが書いてありますが、これまは余り明確でございません

「平均的な損害の額」というものは何かといふことを御答弁願いたいと思います。

○西川(知)委員 それでは、次は十条に行きま  
具体的には、解除の時期等により同一の区分に  
分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該  
事業者に生ずる損害の額の平均値を意味するもの  
であります。

これは消費者の利益を一方的に害する条項の無効ということで、我々も、またいろいろな消費者団体の方も、法案に盛り込むべきであるという要請が出ていた条項でございます。

そこで、これは政府案として出ておりますので、まず、この十条のような規定が必要となるという理由をちょっと明確にしていただきたいということ。  
それから、十条によつて無効となる条項、具体的にどんなものか、これを挙げていただきたいと思います。

○堺屋国務大臣　十条は一般条項と言われるものでございますが、これが必要な理由は、第一に、第八条、第九条は、無効とされるべき条項を具体的に定めておりますが、同条に該当する条項以外は無効にならないという反対解釈が起つてまる心配がございます。同条において無効になるもの以外にも、民法第一条第二項に反する場合、これは信義義務の条項でございますが、そういう場合には効力が否定されるべき条項があり得るということを明確にする必要があつたからであります。

第二は、民法第一条第二項は、契約条項に基づき権利行使をするときにはその権利の行使は信義則に反するものであつてはならないということを意味しているにすぎず、当該条項の効力について何ら規定しているものではありません。

したがつて、以上の二つのことから、特約がない場合の秩序づけ機能を有する任意規定から乖離していることを判断根拠として、権利の行使及び義務の履行に関する指導原理である民法第一条第二項の信義則を判断基準として、契約条項の有効、無効の判断をする趣旨の第十条を規定した、こういうわけでございます。

○西川(知)委員　雑則までのところで、今まで明らかになつていなかつたこと、これを今政府からも明らかにしていただきましたが、具体的な例といふもので少しお尋ねをしたいと思います。幾つかピックアップをしてまいりました。

例えば、借金をして契約しても五年後に必ず利益が出る、こういうふうに言われて変額保険とかそういうものに加入をさせられる場合がよくあるわけですが、配当が悪く、例えば損害が出たという場合、取り消しが認められるのかどうか、またこれは無効なのかどうか。ここら辺について、具体的な例として御答弁をお願い申し上げます。

ちょっと簡単に、なぜというのだけ御説明もお願ひします。

○金子政府参考人　今の例でありますけれども、利益が出るかどうかということについては、将来

における変動が不確実な事項であります。これについて、断定的な判断、つまり、借錢して契約しても十年後に利益が出るということを言っておりますので、これは第四条第一項第二号の要件に該当し、取り消しが認められることになると思います。

気になつて購入をしてしまつた、こういう場合は  
どうですか。

○西川(知)委員 今の場合は取り消しが認められるということをございます。

一番目の例として、これも私もいろいろな、国  
会報告会の座談会なんかでよく聞く話でございま

○西川(知)委員 まだまだいっぱいありますけれども、その辺にしておきます。

すが、子供の教育のことと非常に熱心な方が多い  
ということで、高額な教材を購入してしまった。  
ところが解約をしたい、こういう話はよくござい  
ます。

それから、ちょっと十一條を「ごらんください。十一條は、消費者契約の申し込み等々の条項については、「この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。」というふうに書いてあります。ですが、その民法及び商法の規定というのはどの条項を具体的に指すのでしょうか。

家に来られて、説明を聞かされた。それで、もうみんなで休みたいし子供も寝るので早く帰つてくださいと言つても帰らないということで、困つてしまつてやむなく契約したけれども、後で見ると余り役に立ちそうにない。こういうことで契約を

○金子政府参考人　まず、契約締結過程の取り消しに係る本条及び第四条の規定に関するものといたしましては、例えば民法第二百二十条、これは取り消し権者のことと規定しています。それから民法第二十一条、取り消しの効果。民法二百二十二

○金子政府参考人 この場合でありますと、子供が寝るので帰つてくださいと言つたわけでありまして、消費者がその住居から退去すべき旨の意思解放したいという事例、これは取り消しができるんでしようか。すなわち解約できるんでしようか否かということをお尋ねしたいと思います。

条 取り消すことができる行為の追認。民法百二十三条、取り消し、追認の方法。民法百二十四条、追認の要件、及び民法百一十五条、法定追認の規定がこれに該当すると思います。

それから、不当条項、これに関する八条から十一条までの規定に関するものとしては、例えば民法

○西川(知)委員 それから、これは別の例でござ  
るが、第三項第一号の要件に該当し、取り消しが認められる  
と思います。

五百七十二条、売買契約における担保責任を負わない旨の特約に関する規定。民法六百四十条、請負契約における担保責任を負わない旨の特約、及び商法第七百三十九条、船舶所有者の過失による損害賠償責任、堪航能力がないことによる損害賠

しますか。例えば店頭でいろいろな物を売つて  
いる。これを、きょうはお買い得だ、買わなきや  
損だよといふうに勧誘されて、どうしようかな  
と考えて、一たんは断つて立ち去るうとしたけれ  
ども、これはきょう限りだ、これだけ安くなるこ  
とはもうありませんよ、買わなきや損だよ、こう  
いうふうに何回も言われたので、帰りにくい雰囲

○西川(知)委員　十一条の二項は、消費者契約の  
申し込み等々の条項の効力について、「民法及び  
商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、  
その定めるところによる。」ということですが、  
具体的にその個別法の規定とは何か、御説明を願

います。

○金子政府参考人 別段の定めでございますけれども、これは、民法及び商法以外の法律中の私法規定でありますて、この消費者契約法の規定と要件が抵触する規定を指します。

例えば、具体的に申しますと、宅建業法三十八条、これは、契約当事者の債務不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額の予定の上限を契約代金の二割と定めているわけありますけれども、この条項は消費者契約法第九条第一号に抵触いたします。この場合には、消費者契約法の第十二条第二項の規定によりまして、宅建業法三十八条が契約法の第九条第一号の規定に優先することになります。

○西川(知)委員 そこで、次に、附則のところをちょっと確認しておきます。  
これは、「平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。」というふうに書いてあります。まず、施行を十三年四月一日にした理由を御説明願います。

○堀屋国務大臣 本法の施行期日でございますが、各界から広く早期制定の要望をいただいていられるほか、地方自治体からも、地方自治法九十九条第二項に基づく要望が百団体ほど寄せられているなど、この制定を喫緊の課題としているところでございます。

一方、一連の金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンなどがございまして、平成十三年の四月までには完了することに伴い、多種多様な金融商品、サービスが取引されておりますが、これらに関するトラブルに対する手当て等も講じる必要がございます。  
新しい制度の内容を周知し、それに対する準備をする期間として一年程度というのを設けまして、平成十三年四月一日と定めさせていただいたところでございます。

○西川(知)委員 一つ確認ですけれども、勧誘は平成十三年の四月一日以前に行われて、契約は四

月一日以降に締結された、これについては適用が

あるのかどうか、お答え願います。

○金子政府参考人 附則に「この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。」とありますけれども、一般的に民事法におきましては、行為者に義務を課するもの、もしくは人の権利を制限するものは、法の適用について不適及ぼすといふことが原則になつております。この附則は、本法についてもその適用は施行後に締結された消費者契約に限定するという趣旨を規定しております。

ただし、平成十三年四月以降に締結された消費者契約である限り、勧誘が平成十三年四月一日以前に行われたものとしても、本法案の規定は適用されることになります。

○西川(知)委員 大変細かいことも全部聞きましたが、今までの審議で必ずしも明確になっていないかったところも、今後の裁判とか裁判外の紛争処理のために役に立つということで、今の質問をして次第でございます。

大変画期的な法案で、政府の担当者も一生懸命この法案の作成のために努力をしてもらつたわけですが、これからは、いろいろな、消費者、事業者、それから各種の裁判外の紛争処理機関とか、地方自治体の消費者行政担当者とか、また、学校教育においてもこのような問題点そして重要性をぜひ周知徹底していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらたいと思います。どうもありがとうございました。

○中山委員長 吉井英勝君。  
○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございます。  
これまでの委員会の中で、法律案に即しまして、問題点であるとか、あるいはどのようにこれを生かしていくかという、いわば逐条解説にも生きてくる、そういうものという立場からの質問もございました。きょうは、この法律を実効化するための取り組みについて伺つてみたいと思います。

裁判外処理機能を果たすものとしての消費生活センターの役割は大事ですが、そのためには、一

つは、身近なところに消費生活センターを配置していくという問題、もう一つは、実際に第一線で相談に乗り、献身的に頑張つておられる消費生活相談員の待遇を抜本的に改善していくよう取り組んでいくという、私はこのことが大事だと思うのです。

この二つが本当にこれからこの法律を生かしていく上で大事だというふうに考えておりますが、消費者の身近なところにセンターを増設していくことなどを考えたとき、今、逆に、地方分権と言つて国が財政力の弱い地方へ責任だけ移していく、地方の方は、今財政も大変ですから、行政だと言つて事務所の縮小や人減らしの動きの方が現実で、ですから、センターがふえたり待遇が改善されるということはなかなか厳しい状況があります。

そこで、経済企画庁における消費者行政關係費の生活情報体制整備等交付金の方を見てみると、九六年度以降二〇〇〇年度までの五年間で毎年減額が続いて、五年間で二〇%の減。もつとも、二〇〇〇年度につきましては、カウントの仕方も若干違つてくるということで考えても、二十数%の減にはなります。

それから、それに伴つて、地方公共団体の消費者行政関係予算の推移という資料、これも企画庁の方で取りまとめて届けていただきましたが、こちらを見ても、二〇〇〇年度はまだ取りまとめはありませんから、九六年度から九九年度へ毎年減額が続いていく、ですから、この四年間で見ても一九%の減少、今年度を入れれば二十数%台というところになるでしょう。そういうふうに実際にはなかなか財政面では厳しい現状にあると

いうことが言えると思います。  
まず、これを確認しておきたいと思います。  
○金子政府参考人 二つの点について数字のお尋ねがありました。きょうは、この法律をお尋ねがありましたので、お答えいたします。  
まず、経済企画庁が地方の消費生活センターに

交付しております生活情報体制整備等交付金、こ

の予算額ですけれども、九六年までには増加傾向にありました。九七年より減少傾向に転じております。それから、交付金の予算額を見ますと、九六年度は約五億六千万円、これが二〇〇〇年度には三億九千万円と、この五年間で三〇%減少しているということで、委員御指摘のとおりだと思います。

それから、各都道府県及び市町村の消費者行政関係予算でありますけれども、経済企画庁の調べによりますと、九六年度より減少傾向に転じております。九六年度が約百九十一億円、九九年度の当初予算額が百五十五億円となっておりまして、この四年間で約一九%減少しております。

○吉井委員 それで、私、国の予算に示されたこの消費行政の後退がやはり地方の取り組みを後退させているというふうに思うわけです。  
○吉井委員 この間の議論の中で、地方交付税の基準財政需要額にカウントするという強調もされました。しかし、これはあくまでも人口十万人規模を想定した、その場合の消費者行政であつたら幾らと数字上カウントするということだけでありまして、交付税というものの特性上、どんぶり勘定になつて地方に来るものであつて、もちろん裕福な団体であれば不交付ということになつてまいりますが、それで、入つてから、これは一般財源ですから、やはり国の消費者行政の政策経費が後退していくと地方も後退していく。私は、こういうことをきつちり見た上で、せつかくこの消費者契約法をつくるからには、これを生かしていくためには、それを機能させていく國の方から始めて、まず予算の抜本的な拡充というものを考えていかなければならぬと思うんです。

この点について大臣の方に、こういう裁判外処理機能を果たしていく、その力を強めるためにも、この予算の抜本拡充という問題について考え方というものをまず伺つておきたいと思います。

○金子政府参考人 一つ、数字の点について御理解をいただきたいと思いますので、発言させてい



過改善には余り関心を向けてこなかった。実態を御存じないということで驚いたのですが、実は同様の問題は各省でも見られるわけですね。

例えば、ここは商工委員会ですから商工分野について関係したところを聞いておきたいと思いますが、全国各地の自転車競技会へ通産官僚が天下りをしておりますが、通産省から届けてもらつた近畿自転車競技会の名簿、全国みんな見ておつた大変ですから、近畿だけに絞つて見ておきたいと思います。

例えば、一九九六年七月現在、副会長は通産OBの西泰次郎さん。次の副会長には、九八年に通産OBで理事の吉村文一さんが就任される。九六年十月一日に通産OBの小川幸治さんが参与で採用され、四ヶ月を経た後、翌年の九七年二月より監事に就任。また、九八年より通産OBの橋本健氏が理事に任命される。会長は一貫して本省の方の通産OBですから、九八年度以降、自転車競技会役員の中では七名中四名がずっと維持されている。通産省の官房長、こういう状況にあるのじやありませんか。

○佐野政府参考人 お答えをいたします。

今、吉井委員御指摘の近畿自転車競技会の役員の構成でございまが、全体で、私たちの把握のところでは平成八年度以降近畿通産局OBで近畿自転車競技会に勤務する役職員は、平成八年度で四名、平成九年度、これは四月一日現在でございましが、二名、平成十年度は三名、平成十一年度三名で、十二年度三名という数字になつていて存じております。

○吉井委員 それは会長以外のところでおつしやつたので、会長は一貫して本省のOBの方だということを先ほども通産省の方から聞かせていただきましたから、七名中四名ということになりたまきましたから、七名中四名ということになります。

この天下りについて、近畿通産局と近畿自転車競技会の間で、何に基づいて、どんな取り決めによつてこういう天下りというものがなされていつます。

ておるのですか。

○佐野政府参考人 自転車競技会では、その人材

に、競輪実施のための審査や自転車の検査、選手

管理など、現場で経験を積めた方が大変多うございます。從来から、そういう中で、総務、管理

部門等の分野では、幅広い経験を積み、また法令

の解釈などと運用に知見を有する通産局のOBを

ております。

御指摘の近畿通産局と近畿自転車競技会との間におきましては、平成八年の七月に、近畿自転車競技会の人事方針について了解事項に係る文書が残されているということを私たち承知いたしております。これは、近畿自転車競技会における当面の、先ほど申し上げました法令の解釈、運用に知見を有する通産局のOB等の役員の受け入れに関して、両者で意見交換した内容について、当時近畿の自転車競技会の会長が交代を控えていたこととございまして、備忘録的に文書で残されたものだというふうに思われます。

以上でございます。

○吉井委員 通産省は随分競輪がお好きなところ

だなと思いましたけれども、自転車競技会は自転車競技法第十三条に基づく法人なんですが、会長、副会長、監事は通産大臣の任命、理事は通産大臣認可、だから、通産局の意向で天下りポストを決めることができるということになつてくると、これは全く通産省の天下りにとって都合のいいところだなと思いましたが、今の了解の相手方の会長も、先ほど通産省の方から聞かせると通産省本省のOBだということですから、了解事項などを交わした相手方も通産OBなら、了解事項の片

どという文書を交わして天下りを実現している。

伺つておきたいのですが、これは全国の通産局

で、こういう形でそれぞれの地域の自転車競技会

で天下りをするという形になつているのですか。

○佐野政府参考人 まず、御指摘の近畿通産局と競技会との間の了解事項の中身でございますが、若干触れていただきますと、基本的に近畿

通産局のOBの数を減らしてできるだけ競技会の中において通産省が認可をしたりするものであるから、結果的には押しつけのような形になつておきます。

確かに、この競技会のものは自転車競技法と

いう法律に基づく法人でござりますので、通産省がその部分について通産大臣の許認可に係らし

ています。これは、近畿自転車競技会を持てておけではないかという御疑惑を持てておられます。

については、私たちとしては大変遺憾でございま

すが、通産省が昨年夏に産業活力再生法、いわゆるリストラ支援法というのをつくりました。今こ

れで日産の二万一千人のリストラ、東芝の九千人など、大量解雇、リストラ、雇用不安が進んでいます。失業率は四・九%になつていて、

また、近畿の自転車競技会に再就職している通産局の職員につきましては、これらの職員が通産局での長年の勤務を通じて培ってきた法令の解釈などを運用に関する知見や総務、管理等の分野での幅広い経験が同競技会において評価された結果再就職されたものというふうに理解をしているところでございます。

また、このような形のものの、競技会全体につきましては、私、先ほど申し上げたような形で、適材適所の考え方においてなされるべきであると考えておりまし、この観点から、通産局の職員

が、このリストラ支援法をつくるのとあわせて、通産省の方で、リストラされる労働者の次の就職先をこのような了解事項を交わして確保して、働く皆さんの生活の保障を行つたという例はありますか。あつたら聞かせてください。

○佐野政府参考人 今おつしやった日産自動車等のリストラの件で、民間企業の御事例を挙げられましたのかと存じますけれども、その点について、特に通産省がそのようなことをしたことはないと存じます。

ただ、通産省といたしましては、産業再生法、それから、いろいろな意味において、新しい経済構造改革の中でできるだけ雇用不安のないよう

に、協力できるところにつきましては、いろいろな形でそういう雇用の拡大または新しく雇用機会を生み出していくことについては努力をし

ています。ところについて、大臣が再三申し上げているところです。

ただ、通産省といたしましては、産業再生法、

それから、いろいろな意味において、新しい経済構造改革の中でできるだけ雇用不安のないよう

に、協力できるところにつきましては、いろいろな形でそういう雇用の拡大または新しく雇用機会を生み出していくことについては努力をし

ています。ところについて、大臣が再三申し上げているところです。

ただ、通産省といたしましては、産業再生法、

それから、いろいろな意味において、新しい経済構造改革の中でできるだけ雇用不安のないよう

に、協力できるところにつきましては、いろいろな形でそういう雇用の拡大または新しく雇用機会を生み出していくことについては努力をし

ています。ところについて、大臣が再三申し上げているところです。

ただ、通産省といたしましては、産業再生法、

それから、いろいろな意味において、新しい経済構造改革の中でできるだけ雇用不安のないよう

に、協力できるところにつきましては、いろいろな形でそういう雇用の拡大または新しく雇用機会を生み出していくことについては努力をし

ています。ところについて、大臣が再三申し上げているところです。

ただ、通産省といたしましては、産業再生法、

それから、いろいろな意味において、新しい経済構造改革の中でできるだけ雇用不安のないよう

に、協力できるところにつきましては、いろいろな形でそういう雇用の拡大または新しく雇用機会を生み出していくことについては努力をし

ています。ところについて、大臣が再三申し上げているところです。

項目のような文書は存在しないことの報告を受けております。

○吉井委員 天下りについて、他の通産局はこう

いう証文をつくったところはない、大阪は異例と

いるものでござります。それが第一点でござい

ます。

第二番目に、この了解事項というのが、競技会

の中において通産省が認可をしたりするものであるのではないかという御疑惑でございます。

確かに、この競技会のものは自転車競技法と

いう法律に基づく法人でござりますので、通産省

がその部分について通産大臣の許認可に係らし

ています。これは、近畿自転車競技会における当面

の、先ほど申し上げました法令の解釈、運用に知

見を有する通産局のOB等の役員の受け入れに関

して、両者で意見交換した内容について、當

時近畿の自転車競技会の会長が交代を控えていた

こととございまして、備忘録的に文書で残された

ものだというふうに思われます。

以上でございます。

○吉井委員 通産省は随分競輪がお好きなところ

だなと思いましたけれども、自転車競技会は自転

車競技法第十三条に基づく法人なんですが、会

長、副会長、監事は通産大臣の任命、理事は通

産大臣認可、だから、通産局の意向で天下りポ

ストを決めることができるということになつてく

るといふことになつて、これが全く通産省の天下り

にとって都合のいいことになつて、都合のいいこと

だなと思いましたが、今の了解の相手方の会長も、先ほど通産省の方から聞かせると通産省本省のOBだ

ということですから、了解事項を交わして天下りを

実現している。

伺つておきたいのですが、これは全国の通産局

で、こういう形でそれぞれの地域の自転車競技会

で天下りをするという形になつているのですか。

がどんどん行かれている。

全国各地で、今場外車券売場とか馬券売場とか舟券売場が問題になつております。地域の生活環境や教育環境の悪化に反対する住民やPTAの皆さんとの運動が起つてゐるのですが、それを進めているこの自転車競技会の方、そこへ通産官僚が天下つていく。この団体の許認可は通産省が持つてゐる。ですから、地域住民が、こういうところにつくつては困ると幾ら陳情に通産省なり農水省なり運輸省なりに行つたとしても、それはなかなか住民の声が受けとめられないということになるのは本当に当たり前のことかなと私は思ひます。

そういう中で、九八年六月には伊勢崎市の場外車券建設をめぐる通産O-Bの汚職、逮捕もありました。こうした場外舟券、車券、馬券という問題は今も各地であります。私の方の東大阪市でも、舟券売場計画が出て住民の反対運動が起つておりますが、天下り先の団体を持ってゐるからなかなか住民の声にこたえられない。

そこで、経済企画庁長官、国民生活センターだけじゃなしに、各省庁にまたがつて多数こういうことが存在するわけですが、こうした天下りの実態といふのは、本当にこういふことをやつておつたのでは国民の支持や理解は得られないと思ひますよ。実際、消費生活相談員の待遇改善も考えない国民生活センターへの天下り問題。国民にはリストラ支援法をつくつて持つてくるのだが、自分たちは天下りボスト獲得の証文づくり。私は、こういふやり方では本当に行政は信頼されないことになると想ひますよ。

せつかく消費者契約法をつくつて、そして裁判外で解決する機能も強めよう、そして本当に相談員の方の待遇も改善し働いてもらおう、またセンターももっと身近なところへということを考えている。実際には天下りの方にかすんでしまつて、それがそうならない。

私は、この点では、これは単に通産省だ経企庁

だといふ話じやなくて、政府としてこういう問題については是正を図るべきだ、こういふ天下りのやり方についてはやはり厳しくこれをやめるといふことで対処をしていくべきだというふうに思います。

大臣に、最後にこの点について質問しておきたいと思います。

○堺屋国務大臣 それぞれの官僚もその経験を積んでまいりまして、その人材、能力、経験というものはやはり社会のどこかで生かすべきだと考えております。それが、それぞれその場、例えば今委員が例に挙げられたようなところで適切かどうかという議論はもちろんあるでしょうが、やはり社会の人材として経験を積んだ人がそれ相応に一定の年齢まで勤ける世の中、これは必要だらうと思います。

そういう意味で、不適材不適所でなしに、適材適所であれば、これは十分生かしていくべきだ。それが度が過ぎてゐるかどうか、このことについていろいろいろいろの具体的な例で議論がござりますのでその具体的な方に譲らせていただきたいと思ひますが、一般論としては、やはり役人として能力を積み経験を積んだ人もそれなりの人材として社会で役立っていくのが、悪いことではないと考えております。

○吉井委員 もう時間が参りましたのでこれで終わつておきますけれども、天下り問題について、そつちは心配するけれども、弁護するけれども、組みがないということは、本当に許せないことだと思います。

実際の相談員の方の待遇改善について真剣な取り組みがないということは、本当に許せないことだと思います。

○中山委員長 塩田晋君。  
○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。

最初に、自由党として、議題になつております。消費者契約法に対します基本的態度を申し上げたいと思います。

消費者と業者との間におけるトラブルが非常に頻発しております。年間五十数万件にも上る苦情

者のトラブルの多発に対する対策が必要であると

いうこと、それから、個別規制の限界があり、包摶ルールはどうしても必要であるという観点、そしてまたグローバルスタンダードとしての契約法という観点から、この消費者契約法が必要であるということを認識しております。

そして、情報の格差と交渉力、これが消費者の側は非常に劣つておりますので、その格差是正といたしまして、その人材、能力、経験などもやはり社会のどこかで生かすべきだと考えております。取り消しの問題あるいはまた契約条項の無効といった法律の条文で今回提出されておるわけでございますが、これは必要なことだと考えております。

また、従来の保護される消費者という観点から、行政ができるだけ立ち入らないで、権利の主体となる消費者という観点から、安全である権利、あるいは知らざれる権利、あるいは選ぶ権利、意見が反映される権利、救済される権利、対等である権利、こういった観点からこの法案が構成されておるということにつきましては賛成をすりますが、一般的論としては、やはり役人として能力を積み経験を積んだ人もそれなりの人材として社会で役立っていくのが、悪いことではないと考えております。

○吉井委員 もう時間が参りましたのでこれで終わつておきましたが、これは若干前にさかのぼりますけれども、自公連立政権になりましてからも、憲法調査会等もいろいろ協力によりましてこれが成立しているわけでございました。この自公連立というのは、四月一日にいわゆる三党首の会談がございまして、そこでいろいろ議論されたわけでございますが、自由党といたしましては、四月三日の自由党全議員総会でもつて、その結果を踏まえて協議をし、その結論を持って改めて三党首の会談に臨むというところです。この法律案によりますと、商品、サービス、すべてにわたつての契約にこれが適用されるわけでございますが、労働契約については除外されておるところをございまして、これも適切なものと考えております。

今、自由党は、現時点では野党という立場でござります。しかし、小渕総理が自由党の小沢党首と平成十年の十一月十九日にいわゆる自公連立の合意をいたしまして、それ以来、小渕総理の大変な御決断とすぐれた洞察力、また党内への説得等々、非常に御努力をされまして、その成果が上がつてきたことを認めるものでござります。経済のみならず、政治の改革、国会の改革におきましても画期的なものが成果として得られたというふうに認識しておるところでございます。

その小渕総理が、まだまだ山積する問題を残し

ながら急病に倒れられまして、入院加療中でござりますが、一日も早い御回復をお祈りするものでございます。私も、個人的にも非常に尊敬をしておった小渕総理でございます。今日の状況を非常に心配しながら療養に努めておられるごと存じます。

そこで、この法案、また、次に出てまいります弁理士法案につきましても、連立合意の中で、予算につきましてもその編成に、また法案につきまして、内閣、また閣内協力もしておきましたから、閣議でも決定され、国会に提出されておるその法案でございます。





度改正をお願いしておきたいと思います。

続きましては、契約法案の第七条の取り消し権

の行使について伺いするものでございます。

まず最初に、この第七条では取り消し権の行使期間の制限について、「追認をすることができる時から六箇月」とされています。この件につきましても、この「追認をすることができる時」というのはどの時点を指すのでしょうか。そして、不退

去、監禁の場合、誤認の場合と具体的に説明をいたきたいのです。

なぜかといいますと、この基本的なことをしっかり認識していないと、本当に消費者が泣き寝入りする場合が出てくるのではないかと思いますので、この点につきまして、具体的に、よく理解できるように説明をお願いしたいと思います。

○堺屋国務大臣　まず、追認することができるときということでございますが、本法におきましてこう書いておりますのは、短期の取り消し権の行使期間の起算点を定めました民法第二百一十六条に倣いまして、「追認をすることができる時」こう書いたわけです。この意味は、民法百二十四条第一項により、取り消しの原因である状況がやんだとき、例えば監禁状態、威迫の状態、誤認の状態が終わったときであります。

だから、これは値上がりするよと言われたとかいうときでございますと、それが間違ったと気がつくまでにかなりかかるときもあります。それに気がついたとき、この状況がやんだときと考えていただいて結構だと思います。

具体的に、本法第四条の取り消しは、消費者が、事業者の重要な事項について事実と異なることを告げたことにより誤認していたことに気がついたとき、または、事業者が消費者の住居または業務を行っている場所から退去しないこともしくは事業者が勧説をしている場所から消費者を退去させないこと、家へ来て帰らないとかあるいはお店へ連れ込んで帰さないとかそういうふうなことがあります。それがあるとき、それが困惑をしているとき、それから脱したとき、

家から帰ったときですね、そういうふたときにこれが始まるときを考えられます。

それで、消費者が誤認したままその代金を払った、そういうことは関係なしに、はつきりとそれをつかれていた、あるいは帰されなかつたところを外れたときが始まっています。

○知久馬委員　ありがとうございます。では、

こういうことですね。消費者が誤認したままお金を払うことは追認にはなりませんということです。

○知久馬委員　ありがとうございます。では、

こういうことが外れたときと考えていた

ただいて結構だと思います。

○知久馬委員　ありがとうございます。では、

こういうことですね。消費者が誤認したままお金を払うことは追認にはなりませんということです。

て、消費者団体やこの各委員さんの中でもその点については指摘があつたと思いますけれども、私も、なぜ六ヶ月間にされたかというその根拠等があればお聞かせ願いたいと思います。

○堺屋国務大臣　この消費者契約法は契約一般ではなく消費者契約、つまり事業者が必ず一方の当事者であり一方が消費者という契約を前提としておるわけございます。

このため、短期の行使期間をどのようにするかにつきまして、まず第一には、民法にいろいろの実情において、比較的短期間のうちにその請求、弁済がなされていることから、早急に法律関係を安定させる必要がある。例えば、事業者と消費者の間には、大変金額の張るものもございますけれども、物事が変化する、あるいは商品が劣化するというようなものもございます。そういうものまで含めて考えますと、六ヶ月というのは、これは通告だけすればいいわけですから、決してそれほど短くない期間だと思っております。

○堺屋国務大臣　本法案の対象となる消費者契約においては、みずから立証責任は事業者側にあると見えますが、その点についてはどうでしようか。また、消費者にとってこのことの持つ意味はどうでしようか。それをお伺いしたいのです。

○堺屋国務大臣　消費者が追認したことの立証については、その立証責任は事業者側にあると見ております。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○堺屋国務大臣　消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○堺屋国務大臣　消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○堺屋国務大臣　消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○堺屋国務大臣　消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

○知久馬委員　そこで、消費者が追認したことの立証責任は事業者側にあると見えます。

に、通知をしていただければいいということになります。

○知久馬委員　今、三点についてお話をあつたのですが、それともありますし、その間にそれがわかつたとしても、手続をするのに半年間ではやはり短いような気がいたします。

それはそれとして承っておきますけれども、それではまた次は、同じように取り消しの行使期間を

契約締結から五年とされました。これについても具体的な根拠になるところを教えていただきたいと思います。

○堺屋国務大臣　本法案の対象となる消費者契約においては、みずから立証責任は事業者でございますが、事業者の行う取引は反復継続して行われる性格がございます。したがいまして、これが非常に長引いてまいりますといろいろとその事業者に支障を来すというようなことがございまして、早期に安定する方がいい、しかし、余り早期にしますと消費者の権利が守れない、その間でどうぞ点をとればいいかということでおきます。

○堺屋国務大臣　そういうことを踏まえまして、この取り消し権の行使期間を具体的にどれぐらいにすればいいか。これは国民生活審議会でも学者の方々、消費者の方々、事業者の方々、いろいろなケースを挙げて議論がございました。その結果、「当該消費者契約の締結の時から五年」という定めをしたものです。

○知久馬委員　ありがとうございます。では、商取引の安定化という本法案と同様の趣旨を持つております商法におきましては、商事債権に

かかわる消滅時効を五年と定めております。同法の五百二十二条も参考にいたします。商契約が五年ならこつちもそのぐらいで切れなきやいかぬだらうということでつくつたものでございます。

○知久馬委員　ありがとうございます。では、全

国消費生活情報ネットワークシステム、PIOーNETの拡充についてお尋ねいたします。

消費者契約法の施行状況についてしっかりと把握しておきます。

握するために、国民生活センターと消費生活センターを結ぶオンラインネットワークシステムであるこの全国消費生活情報ネットワークシステムの拡充を図ることの必要性は言うまでもないことだと思います。

五日の及川参考人の意見陳述の中にも、契約法のフォローアップ体制ということをしっかりとしていかなければならないということをおっしゃっておりました。このPIO-NETの情報入力の仕方も消費者契約法の内容にあわせて改定すべきではないでしょうか。この点についてお伺いいたしました。

○金子政府参考人 お答えいたします。  
PIO-NETは、消費者契約法の施行に伴つてますます重要なものになっていくと思われます。そういう形で、消費者契約法が制定された後には、PIO-NETは、今申し上げた消費者契約法の施行状況のフォローアップを行うということが当然重要ですけれども、消費者契約法に基づいた紛争解決、それが適切に行われるというこどもまた非常に重要でありますし、さらには、消費者契約法にかかるトラブルが非常にふえてくるわけですから、そういうトラブルを防止するための適切な施策を実施するといふ、いろいろな面においてPIO-NETの役割は一層高まっていく、こう考えます。

そうして、こうしたPIO-NETがこのようないくためには、おっしゃるようによく、契約に係るトラブルの把握、分析がより的確にできるように検討すべきものではないか、こう考えております。○知久馬委員 そこで、市町村レベルでは、PIO-NETに入力することの財政負担があるといういで入力を意図的に減らすという動きもあると聞いておりますが、実情はどうなっているのでしょうか。把握なさっていらっしゃいますでしょうか。その点についてお聞かせください。

○金子政府参考人 私どもの知る限り、消費生活センターにおけるPIO-NETへの情報入力は

適切に行われるものと承知しております。

○知久馬委員 PIO-NETの情報入力は消費生活センターの消費生活相談員が当たつていると思いますが、四日の質問でも明らかになつたように、この待遇は決して十分ではありません。PIO-NETの情報は、消費者契約法を初め立法作

業の資料にもなるものでありますから、これは国のお仕事を地方にお願いするものではないかと思うのであります。

そこで、現状はどうなつておりますのでどうか。国として、地方に仕事をお願いする以上十分な負担、補助ですけれども、それを行うべきではないかと思うのです。少なくとも情報入力のための人員費は国がすべて負担すべきではないかと思います。

○金子政府参考人 ここで、PIO-NETの機能について十分な御理解をしていただきたいことがあります。それは、収集された苦情情報が国において消費者保護施策の実施のいろいろなデータとして用いられるということは当然ありますが、また地方にあっても、先ほど御説明しましたように、地方消費生活センターでの苦情処理に活用され、十分に役に立つているということだと思います。そういう面で、このPIO-NETというものは、国と地方が協力をし合つて維持管理していくべきシステムではないか、こう考へています。

そこで、現状はどうなつておりますのでどうか。国として、地方に仕事をお願いする以上十分な負担、補助ですけれども、それを行うべきではないかと思うのです。少なくとも情報入力のための人員費は国がすべて負担すべきではないかと思います。

○金子政府参考人 ここで、PIO-NETの機能について十分な御理解をしていただきたいことがあります。それは、収集された苦情情報が国において消費者保護施策の実施のいろいろなデータとして用いられるということは当然ありますが、また

○知久馬委員 ただいま交付対象というのは、国が何分の「一」とか町が何分というような形の中での負担になるわけでしょうか。その辺、もう一度ちょっと。

○金子政府参考人 現在整備しております事業の中で、市町村に対する交付金があるわけですねけれども、それにつきましては、今申し上げたものについて二分の一の補助をしているということになります。

ただ、申し上げたように、このシステムというのは国と地方が協力して維持管理していくシステム、つまり、それは国にとっても役に立ちますし地方にあっても役に立つということですから、そういう面で費用負担もまたそういうことであるかな、こう考えております。

○知久馬委員 いずれにいたしましても、やはり消費者が本当に守られるという法律でなければならぬと思いますので、その点を要望しておいて、時間が来ましたので終わらせていただきました。ありがとうございました。

○中山委員長 この際、お諮りいたします。ただいま審査中の第百四十六回国会、菅直人君外三名提出、消費者契約法案について、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可することと決しました。

○中山委員長 内閣提出、消費者契約法案について議事を進めます。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田治君。

【本号末尾に掲載】  
消費者契約法案に対する修正案

○吉田(治)委員 私は、民主党、日本共産党、社会民主・市民連合の三派共同提案による修正案について、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近年における消費者トラブルの増加、経済のサービス化、国際化の進展、高齢成熟社会の到来などの動向にかんがみ、個別法による対応や行政指導型の規制ではなく、消費取引における契約締結過程及び契約条項についての包括的な民事ルールの立法化が必要であり、消費者契約法を成立させることには積極的意義があります。

しかしながら、政府提出の法案の以下の諸点を勘案し、より実効性があり、国民にとって意義のある制度とするために、修正案を提出するものであります。

政府提出の法案の問題点は、一つ、消費者にも理解努力義務を課しており、場合によっては消費者が不利になるおそれがあること。二つ、契約取り消しの対象となる契約締結過程に関して、誤認類型については、不利益事実の不告知を故意としたり、消費者が通常考えるべきものに限るなどと限定を狭めていること。三つ、困惑類型については、不退去、監禁に限定していること。四つ、取り消し権の行使期間が追認可能時から六ヶ月、契約締結時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

次に、修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、消費者に対する理解努力義務は削除することとします。  
第二に、第四条関連の不適な勧誘による契約の取り消しについては、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

次に、修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、消費者に対する理解努力義務は削除することとします。  
第二に、第四条関連の不適な勧誘による契約の取り消しについては、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第二十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第三十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第四十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第五十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第六十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第七十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第八十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十二に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十三に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十四に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十五に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十六に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十七に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十八に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第九十九に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第一百に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第一百一に、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第一百二に、第四条関連の不適な勧誘による契約の取り消しについては、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、今後の検討条項を欠いていること。

第一百三に、修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、消費者に対する理解努力義務は削除することとします。

第二に、第四条関連の不適な勧誘による契約の取り消しについては、消費者が理解できる範囲で約款結婚時からの消滅期間が五年と、ともに短くなっていること。五つ、

じることなど幅広い規定を設けています。

第三に、取り消し権の行使期間が追認可能から三年、契約締結時からの消滅期間を十年にすることとしています。

第四に、三年後を目途として検討を行い、裁判外紛争処理機関の強化など必要な措置を講ずる旨の規定を附則に盛り込みます。

以上が、修正案の提案理由及びその要旨であります。

委員各位の御賛同のお願いを申し上げて、提案理由説明を終わります。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中山委員長 これまでの議論を踏まえてつぶらめた野党会派提案の修正案を実現することにより、一層実効ある制度になると考

えます。

と考

えます。

はあります、問題点も幾つあります。民主党の対案を踏まえてつぶらめた野党会派提案の修正案を実現することにより、一層実効ある制度になると考えます。

例えば、消費者に対する努力義務規定を削除することによって、消費者がいたずらに不利な状況に陥ることはなくなり、裁判などにもよい影響を与えるものと考えます。

また、消費者の私生活や業務の平穏を害し、困惑させる言動を契約取り消しの対象となる不当勧誘の一つにしたことは、電話によるしつこい勧誘行為を抑制することに通じると受けとめています。

さらに、三年を目途として検討を行い、裁判外紛争処理機関の強化などの必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ附則条項を追加しており、実施状況を見ながら法律を再構築していく道を開いていることは有意義だと考えます。

以上が、野党会派の修正案を含め、政府原案に賛成する理由であります。政府・与党に対しても幾つかの苦言、注文を述べさせていただきます。

繰り返しになりますが、民主党が独自の法案を提出して、三カ月もおくれてやっと政府案が提出されたことは、政府・与党の政策決定能力のなさを如実に示しているものと言わざるを得ません。

民主党案が先に出たなら、それをすぐに審議して、昨年十二月十日、第百四十六回国会に提出するに至りました。

その後、本委員会におきまして、政府がおくれて提出した法案と同時に審議をいたしました結果、政府案が民主党案を参考にしてつくられたという認識も得ました。民主党案に触発されて、消費者と事業者の情報力、交渉力の格差の存在が明記されたこと、適用除外がないこと、不当条項に一般条項が入ったことは妥当と考えます。このような審議の経緯を踏まえ、民主党案を撤回し、他の方々とともに政府案の修正案を提出することとなりました。

最後に、団体訴権の検討等を盛り込んだ附帯決議について、政府が誠実に取り組むように注文

し、私の討論を終わります。(拍手)

○中山委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、消費者契約法に対する野党三党派提出の修正案及び修正部分を除く政府原案に対する賛成の討論を行います。

日本共産党は、本会議及び本委員会での質疑において、消費者契約法が実効性あるものとなるために、

法の目的として、事業者と消費者の情報等の格差を正を明確にすること、

消費者に対する情報提供義務と書面の交付を事業者に義務づけ、消費者の理解努力規定を削除すること、

契約取り消し要件は、重要事項の不実告知や監禁などに狭く限定せず、広く適用できるものとすること、

不当勧誘行為は、被害の実態に合わせて、威迫、困惑行為を広くとらえ、法律が活用しやすいものとなるようになります。

契約取り消しができる時効は、不実告知や不当勧誘行為などに気づいたときから三年、契約したときから十年とするべきこと、

被害の未然防止のために、団体訴権等を盛り込むこと、

裁判外での紛争を解決する機関を拡充することなどを主張してまいりました。

これらは、実際に被害の相談や解決に当たつている消費者団体や弁護士の皆さんとの主張とも一致するものです。

消費者契約法が、こうした消費者や日弁連など

の声にこたえた積極的なものになるよう、野党二

党共同の修正案がぜひとも全会派一致で可決され

るよう、与党並びに自由党の皆さんのが賛成の意

願いいたします。

以上で、修正案及び修正部分を除く政府原案に

○中山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中山委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、消費者契約法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○中山委員長 起立絶大。よって、本修正案は否決されました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立絶少。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中山委員長 起立絶員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、原案について採決いたしました本案に

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中山委員長 ただいま議決いたしました本案に

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中山委員長 伊藤達也君外六名から、自由民主党、民主

党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、

自由党及び社会民主党・市民連合の七派共同提案

による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○中山委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。吉田治君。

○吉田(治)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

○吉田(治)委員 まず、案文を朗読いたします。

消費者契約法案に対する附帯決議案

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情

報の質・量及び交渉力の格差が存在することに

からが、消費者利益の擁護のための新たな民

事ルールを定めようとすることとの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者

契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解

決を図るために、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 立法趣旨や各条項の解釈等、当委員会の審

議を通じて明らかにされた本法の内容について、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市町村自治体における消費者行政担当者等に十分周知徹底すること。

二 消費者契約に係る紛争の簡易、迅速な解決を図るために、裁判外の紛争処理機関の強化を図ること。

特に、

(一) 国民生活センター、都道府県及び市町村自治体に設置された消費生活センターが、消費者契約に係る紛争の解決について果たすべき役割的重要性にかんがみ、その充実・強化を図ること。都道府県及び市町村自治体に対しても、その住民が身近な消費生活センターで消費者契約に係る適切な情報提供、苦情相談、苦情処理が受けられる体制を確保されるよう要請すること。

(二) 消費生活センターにおいて、消費者契約に係る紛争(トラブル)について相談、あつせんを行っている消費生活相談員は、その専門的な知識を基に本法を活用した消費者利益の擁護のために重要な役割を果たすこと期待されることにかんがみ、その育成・人材の確保及び本法のみならず民法や各般の個別法を総合的に活用できる専門性の向上のため、適切な施策の実施を行うこと。

(三) 都道府県等において条例で設置されている苦情処理委員会が、消費生活センターによる手続的連続性を有しながら、消費者契約に係る紛争を解決するための公正かつ中立的機関として活用できることにかんがみ、高度に専門的な紛争の処理能力を向上させるため、苦情処理機関の要請に応じて専門家を地方に派遣するなど、その活性化のための支援策を講ずること。

(四) 消費者契約に係る紛争が裁判外で適切に解決されるための手段を十分確保するため、各地の弁護士会が設置する弁護士仲裁以上であります。

センターが消費者契約に係る紛争解決に当たり、利用しやすいものとなるよう、日本弁護士連合会に協力を要請すること。

三 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を有するという観点から、司法制度改革に係る検討もまた、本法の施行状況もみながら差し止め請

求、団体訴権の検討を行うこと。

四 本法の施行状況について十分に把握し、消費者契約に係る紛争防止のための是正策に資するため、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶオンライン・ネットワーク・システムである全国消費生活情報ネットワーク・システム(P-I-O-NET)により消費者契約に係る紛争及びその解決の実態についての情報を正確に収集、整理し、その情報を可能な限り国会等に公表するとともに、P-I-O-NETの拡充を図ること。

五 消費者が本法を活用しつつ、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できる能力を培うため、消費者が、本法をはじめとする民事ルールの意義・役割、契約に関する的確な知識や契約に当たっての消費者の役割について理解を深め、判断能力を向上させることができるように、学校教育などにおける消費者契約に関する消費者教育の支援に積極的に取り組むこと。

六 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化していくことを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば五年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

弁理士法案

[本号末尾に掲載]

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じます。

第一は、深谷国務大臣弁理士法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二は、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、堺屋経済企画庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。堺屋経済企画庁長官。

○堺屋国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して、適切な措置の実施に努めてまいり所存でございます。

○中山委員長

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、内閣提出、参議院送付、弁理士法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聽取いたします。深谷通商産業大臣。

第一は、弁理士の試験の見直し申上げます。具体的には、弁理士の業務の見直し申上げます。具体的には、工業所有権に関する仲裁事件の手続の代理、契約の締結の代理等の業務を弁理士の業務に追加するとともに、弁理士の独占業務を一部縮減し、権利が確定した後の特許料の納付手続等の業務を開放することとしております。

第二は、弁理士の試験の見直し申上げます。具体的には、弁理士の業務拡大に対応して試験科目の充実を図るとともに、弁理士の量的拡大を図るため、選択科目の見直し等試験内容の簡素合理化を図り、さらに、一定の資格を有する者に対する試験の一部免除規定を創設することとしております。

第三は、特許業務法人制度の創設であります。

第四は、その他弁理士の業務の適正化を図るために、弁理士の職責の明確化、懲戒制度の整備、



(当該手続に伴う和解の手続を含む。)に限る。)についての代理

3 弁理士は、前一項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。)に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配

裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第六条 弁理士は、特許法(昭和三十四年法律第一百一十一号)第百七十八条第一項、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第四十七条第一項、意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

(資格)  
第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、弁理士となる資格を有する。  
一 弁理士試験に合格した者  
二 弁護士となる資格を有する者  
三 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者

(欠格事由)  
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかるほか、弁理士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第七十八条から第八十一条までの罪、特許法第一百九十六号から第百九十八条まで若しくは第二百条の罪、実用新案法第五十六条から第五十八条ま

で若しくは第六十条の罪、意匠法第六十九条から第七十一条まで若しくは第七十三条の罪

又は商標法第七十八条から第八十一条まで若しくは同法附則第二十八条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百九条第二項(関税定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第一百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第一百十二条第一項(関税法第一百九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第一百十九条から第二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十三条(同法第十五条の二第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく

なった日から三年を経過しない者

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

五 第二十三条第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

六 第三十二条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

七 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三十七号)又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの

八 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者

九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

十 破産者で復権を得ないもの

第一章 弁理士試験

三 前条第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

所有権に関する法令及び条約について行う試験

四 第一条 弁理士試験

五 第二条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

六 第三条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

七 第四条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

八 第五条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

九 第六条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

十 第七条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

科目

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、工業所有権に関する法令について行う。

四 試験の免除

五 第十一条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

六 第十二条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

七 第十三条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

八 第十四条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

九 第十五条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

十 第十六条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

十一 第十七条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

十二 第十八条 第二項第二号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の

学識を有する者として経済産業省令で定める者、当該科目について行う論文式による試験

2 前項の規定により納付した受験手数料は、弁理士試験を受けなかった場合においても返還しない。

(試験の細目)

第十六条 この法律に定めるもののほか、弁理士試験に必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十七条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行う。

(登録の申請)

第十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第十九条 日本弁理士会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が弁理士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第七十条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 弁理士の信用を害するおそれがあるとき。

2 日本弁理士会は、当該申請者が前項各号に該当することを理由にその登録を拒否しようとす

るときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならぬ。

(登録に関する通知)

第二十条 日本弁理士会は、第十八条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第二十一条 第十九条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(登録の取消)

第二十二条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十三条 第十九条第一項後段及び前条第三項の規定による登録の抹消について準用する。

(登録の取消し)

第二十四条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五条 弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行わせることができないときは、日本弁理士会は、その登録を抹消したときは、その登録を抹消することができる。

(登録に関する規定の準用)

第二十六条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、第二十四条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は前条第一項の規定による登録の抹消について準用する。

(登録及び登録の抹消の公告)

第二十七条 日本弁理士会は、弁理士の登録をしり消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。

(登録の細目)

第二十四条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第八条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

五 第六十一条の規定による退会の処分を受けたとき。

六 弁理士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

七 日本弁理士会は、第一項第一号、第二号又は第五号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

八 第二十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

九 第二十二条 弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行わせることができないときは、日本弁理士会は、その登録を抹消したときは、その登録を抹消することができる。

十 第二十三条 第十九条第一項後段及び前条第三項の規定による登録の抹消について準用する。

(業務を行ひ得ない事件)

第二十四条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。

一 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 公務員として職務上取り扱つた事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、弁理士の登録に関する必要な事項は、経済産業省令で定める。

第四章 弁理士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十九条 弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十条 弁理士又は弁理士であつた者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務を行ひ得ない事件)

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。

一 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 公務員として職務上取り扱つた事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

づくと認められるもの

### 第五章 弁理士の責任

#### (懲戒の種類)

第三十一条 弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

#### 一 戒告

#### 二 二年以内の業務の停止

#### 三 業務の禁止

#### (懲戒の手続)

第三十三条 何人も、弁理士に前条に該当する事實があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事實を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

#### 2 前項に規定する報告があつたときは、経済産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

#### 3 経済産業大臣は、前条に該当する事実があると思料するときは、職權をもつて、必要な調査をすることができる。

4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければならぬ。

5 前条の規定による懲戒の処分は、聽聞を行つた後、相当な証拠により同条に該当する事実があると認めた場合において、審議会の意見を聽いて行う。  
(調査のための権限)

第三十四条 経済産業大臣は、前条第二項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、当該弁理士に對し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

#### (登録抹消の制限)

第三十五条 日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手

続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十五条第一項の規定による当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

第五号又は第二十五条第一項の規定による当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

#### (懲戒処分の公示)

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

#### 第六章 特許業務法人

#### (設立)

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところにより、特許業務法人を設立することができる。

#### (名称)

第三十八条 特許業務法人は、その名称中に特許業務法人という文字を使用しなければならぬ。

(社員の資格)

第三十九条 特許業務法人の社員は、弁理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができる。

一 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

2 次に掲げる者は、社員となることができる。

一 第三十二条の規定により特許業務法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間を経過しないもの)

員等」という。)に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業

務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

#### (登記)

第四十二条 特許業務法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

#### (設立の手続)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

#### (登記の手續)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

#### (設立の手續)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

い。(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 特許業務法人は、次の各号のいずれかに該当する事務については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事務については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

#### 一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

#### 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第三項各号に掲げる事件として特許業務法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

#### 五 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行つてはならない。

六 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる事件に係るものには関与してはならない。

#### 七 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

八 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 九 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十一 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十二 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十三 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十四 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十五 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十六 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十七 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十八 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 十九 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十一 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十二 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十三 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十四 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十五 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十六 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十七 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十八 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 二十九 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 三十 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 三十一 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

#### 三十二 特許業務法人の社員等は、當該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

六 依頼を承諾した事件	六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
(業務の執行方法)	(業務の執行方法)
第四十九条 特許業務法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。	第四十九条 特許業務法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。
(弁理士の義務に関する規定の準用)	(弁理士の義務に関する規定の準用)
第五十条 第二十九条の規定は、特許業務法人について準用する。	第五十条 第二十九条の規定は、特許業務法人について準用する。
(法定脱退)	(法定脱退)
第五十一条 特許業務法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。	第五十一条 特許業務法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。
一 弁理士の登録の抹消	一 弁理士の登録の抹消
二 定款に定める理由の発生	二 定款に定める理由の発生
三 総社員の同意	三 総社員の同意
四 除名	四 除名
(解散)	(解散)
第五十二条 特許業務法人は、次に掲げる理由によつて解散する。	第五十二条 特許業務法人は、次に掲げる理由によつて解散する。
一 定款に定める理由の発生	一 定款に定める理由の発生
二 総社員の同意	二 総社員の同意
三 他の特許業務法人との合併	三 他の特許業務法人との合併
四 破産	四 破産
五 解散を命じる裁判	五 解散を命じる裁判
六 第五十四条の規定による解散の命令	六 第五十四条の規定による解散の命令
2 特許業務法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。	2 特許業務法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。
3 特許業務法人は、第一項第二号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	3 特許業務法人は、第一項第二号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
(合併)	(合併)
2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十二条	2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十二条
(設立、目的及び法人格)	(設立、目的及び法人格)
第七章 日本弁理士会	第七章 日本弁理士会
第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところに	第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところに

より、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(入会及び退会)

第六十条 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

(弁理士会の退会処分)

第六十一条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受け、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。

(会則を守る義務)

第六十二条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならぬ。

(役員)

第六十三条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(総会)

第六十四条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。

(総会の決議を必要とする事項)

第六十五条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第六十六条 弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第六十七条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請

求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができ

ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第六十九条 弁理士会は、その会員に第三十二条

制度について、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

(登録審査会)

第七十条 弁理士会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、弁理士会の請求により、第十

九条第一項の規定による登録の拒否、第二十三

五条第一項の規定による登録の取消し又は第二十  
要な審査を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、弁理士会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受け、弁理士、弁理士に係る行政事務に従事する

経済産業省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

(報告及び検査)

第七十一条 経済産業大臣は、弁理士会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士会の事務所に立

報処理の用に供されるものをいう。」の作成を業

とすることができない。

(名称の使用制限)

第七十六条 弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(弁理士の使用人等の秘密を守る義務)

第七十七条 弁理士若しくは特許業務法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第四条から第六条までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(民法の準用)

第七十三条 民法第四十四条、第五十条及び第五

十五条の規定は、弁理士会について準用する。

(経済産業省令への委任)

第七十四条 この法律に定めるもののほか、弁理士会に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(第八章 雜則)

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産

業大臣に対する手続についての代理(特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く)又はこれら手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定によつては立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

二 第七十二条の規定に違反した者

<p>は人の業務に関して、第七十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p> <p><b>第八十三条 第三十四条の規定(第五十四条第二項において準用する場合を含む。)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類その他の物件の提出をしなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。</b></p> <p><b>第八十四条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。</p> <p>二 第五十五条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。</p> <p>三 商法第三十一条第一項において準用する貸借対照表に記載せず、又は不実の記載をしたとき。</p> <p>四 第五十五条第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。</p> <p>五 第五十五条第七項において準用する商法第一百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二章の規定 平成十四年一月一日</p> <p>二 第四条第三項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(弁理士の資格に関する経過措置)</p>
<p>(登録に関する経過措置)</p>
<p><b>第二条</b> 次に掲げる者は、改正後の弁理士法(以下「新法」という。)第七条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。</p> <p>一 この法律の施行の際現に弁理士となる資格を有する者</p> <p>(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者</p> <p>(次格事由に関する経過措置)</p>
<p><b>第三条 新法第八条第二号(商標法附則第二十八条の罪に係る部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同一号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第二号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る次格事由については、なお従前の例による。</b></p> <p>2 新法第八条第二号(商標法附則第二十八条の罪に係る部分に限る。)及び第三号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。</p> <p>3 新法第八条第四号及び第七号の規定は、施行日以後にこれららの規定に規定する处分を受けた者について適用する。</p> <p>4 第十七条第一項の規定により登録を受けたものとし、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るために研修を受けなければならぬ。</p> <p>5 第十七条第一項に掲げる者であつて、新法第二条各号に掲げる者であつて、新法の規定による義務に係る義務に係る経過措置)</p> <p>第六条 次に掲げる者(弁護士その他の経済産業省令で定める者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るために研修を受けなければならぬ。</p> <p>7 第十七条第一項の規定により登録を受けたものとし、日本弁理士会は、施行日以後は、旧法第十二条に規定する会員の変更をし、通商産業大臣の認可を受ければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。</p> <p>8 第十七条第一項の規定により登録を受けたものとし、日本弁理士会は、速やかに、新法第三十条に規定する弁理士であったものと、旧法第二十二条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密は、新法第三十条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。</p> <p>(懲戒処分に関する経過措置)</p> <p>第九条 旧弁理士会は、施行日までに、新法第五十七条の例により、この法律の施行に伴い必要となる日本弁理士会となり、同一性をもつて存続するものとする。</p> <p>(弁理士会に関する経過措置)</p> <p>第十条 この法律の施行の際現に特許業務法人又はこれに類似する名称を用いている者については、新法第七十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>(名称の使用制限に関する経過措置)</p> <p>第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第十二条 附則第一条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関する必要な経過措置</p>

置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公認会計士法の一部改正)

第十四条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第十九条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十一条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十二条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十三条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十四条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十五条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十六条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十七条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第二十九条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十一条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十二条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十三条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十四条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十五条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十六条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十七条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十九条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十一条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十二条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十三条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十四条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十五条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十六条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十七条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第二号中「弁理士会」を「日本弁理士会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」を「日本弁理士会」に改める。

(税理士法の一部改正)

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第十九条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十二条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十三条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十四条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十五条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十六条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十七条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第二十九条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第三十条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第三十一条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第三十二条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第三十三条 税理士法の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第三十四条 税理士法の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「弁理士法(大正十年法律第百号)第十七条」を「弁理士法(平成十二年法律第二十一条)第三十二条第三号」に改める。

(技術士法の一部改正)

第二十四条 旧法第十七条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の技術士法第三条の規定にかかわらず、技術士となる資格を有しない。

(消費税法の一部改正)

第二十五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本弁護士連合会の項の次に次のように加える。

日本弁理士会

弁理士法(平成十二年法律第二十一条)

別表第三第一号の表弁理士会の項を削る。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成二十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 中央省庁等改革関係法施行法(平成二十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 中央省庁等改革関係法施行法(平成二十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 第一千三百三十七条第一項中「弁理士法第二条第一号」を「弁理士法(平成十二年法律第二十一条)第七条第三号」に改め、同条第二項を削る。

理由  
工業所有権の適正な保護及び利用の促進等の要請への適確な対応を図るために、弁理士制度について、工業所有権に関する仲裁事件の手続の代理、契約の締結の代理等の業務を弁理士の業務に追加するとともに、特許業務法人制度の創設等を行うため、弁理士法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十二年五月十二日印刷

平成十二年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局